

# 閲覧用

## 第4次 益子町障がい者福祉計画 第7期 益子町障がい福祉計画 第3期 益子町障がい児福祉計画

### (案)

#### パブリックコメントの実施について

- 公表資料 第7期益子町障がい福祉計画・第3期益子町障がい児福祉計画（案）  
（第4次障がい者福祉計画は令和8年度までの計画で、今回は上記2つの計画策定に関するパブコメです）
- 計画の趣旨 当計画は、障害者総合支援法・児童福祉法に基づく計画で、障がい福祉サービスなど地域生活に必要なサービス量等の提供体制の確保に係る目標や見込量を定めるものです。
- 募集・閲覧 令和6年1月5日（金）から令和6年1月21日（日）
- 意見提出方法 住所、氏名を記入した任意様式により、(1)持参、(2)郵送、(3)FAX、(4)Eメールのいずれかにより健康福祉課に提出ください。
- 意見等の取扱 提出されたご意見・ご提案で、可能なものは計画に反映します。  
提出されたご意見・ご提案は、後日ホームページで公表します（個人の情報に関するものは除く）。個別の回答はいたしません。
- 問い合わせ 〒321-4293 益子町大字益子 2030 番地 健康福祉課福祉係  
Tel: 72-8866 FAX: 70-1141 Eメール: [kenkou@town.mashiko.lg.jp](mailto:kenkou@town.mashiko.lg.jp)



# 目次

## 第1部 総論

第1章 計画の概要 .....	3
1. 計画策定の趣旨 .....	3
2. 計画の位置づけ .....	4
3. 計画の期間 .....	6
4. 計画の対象者、障がい者 .....	7
第2章 益子町の障がい者を取り巻く現状 .....	8
1. 総人口等の推移 .....	8
2. 障がい者の現状及び新規申請状況 .....	10
3. アンケート調査結果から見る障がい者を取り巻く現状（再掲） .....	14
第3章 計画の基本理念・基本目標 .....	30
1. 基本理念 .....	30
2. 基本目標 .....	30
3. 施策の体系 .....	31

## 第2部 障がい者福祉計画

第1章 安心して暮らせるまちをめざして .....	35
1. 行政情報の発信力向上 .....	35
2. バリアフリー化の推進 .....	37
3. 交通・移動手段の充実 .....	38
4. 保健・医療の充実 .....	39
5. 早期発見・早期治療体制の整備 .....	40
6. 安全・安心のまちづくりの推進（防犯・防災体制の整備） .....	42
第2章 自分らしい生き生きとした生活をめざして .....	43
1. 相談・情報提供体制の整備 .....	43
2. 障がい福祉サービス等の充実 .....	45
3. 就労機会の拡大 .....	48
4. 雇用の促進と安定 .....	50
5. 教育の充実 .....	52
6. 療育の充実 .....	54
7. スポーツ・文化活動の推進 .....	55

第3章 共に生きるまちをめざして.....	56
1. 権利擁護及び差別の解消の推進 .....	56
2. 障がい者への虐待防止対策 .....	58
3. 成年後見制度の利用促進.....	59
4. 福祉教育の充実.....	60
5. 交流・ふれあいの促進.....	61
6. 障がい者団体の育成.....	62
7. ボランティア活動の支援と人材育成.....	63

### 第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1章 施策の体系 .....	67
1. 計画の体系 .....	67
2. サービスの内容 .....	68
第2章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本目標 .....	70
1. 福祉施設入所者の地域生活への移行 .....	70
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	71
3. 地域生活支援の充実.....	72
4. 福祉施設から一般就労への移行等.....	73
5. 障がい児支援の提供体制の整備等.....	74
6. 相談支援体制の充実・強化等.....	75
7. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	76
第3章 障がい福祉サービス等の利用実績と第7期における見込量.....	77
1. 訪問系サービス .....	77
2. 日中活動系サービス .....	79
3. 居住系サービス .....	82
4. 計画相談支援・地域相談支援.....	83
5. 障がい児支援.....	84
6. その他のサービス.....	87

第4章 地域生活支援事業の利用実績と第7期における見込量.....	88
1. 相談支援事業等 .....	88
2. 意思疎通支援事業.....	90
3. 日常生活用具給付事業.....	91
4. 移動支援事業.....	92
5. 地域活動支援センター事業 .....	93
6. その他の事業.....	94

## 第4部 計画の推進に向けて

第1章 計画の推進に向けて .....	97
1. 地域福祉の推進 .....	97
2. 情報提供の充実 .....	97
3. 相談支援体制の充実 .....	97
4. 関係機関との連携.....	98
5. 計画の見直し.....	98
6. 計画推進の評価 .....	98

## 資料編

1. 益子町障がい者福祉計画策定委員会設置要綱 .....	101
2. 益子町障がい福祉計画策定委員会設置要綱.....	102
3. 令和5年度益子町障がい者福祉計画・ 益子町障がい福祉計画策定委員名簿 .....	103
4. 計画策定経過.....	104



# 第1部 総論



# 第1部 総論

## 第1章 計画の概要

---

### 1. 計画策定の趣旨

わが国では、障がい者施策の基本的方向を定めた「障害者基本計画（第5次計画 令和5年度～9年度）」を令和5年3月に策定し、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するための施策の一層の推進を図っています。

平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」が平成25年4月に総合的な支援を目的として法改正が行われ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」と名称が変更になりました。

また、平成24年4月には、児童福祉法の改正により障がい児施設及び事業が一元化され、これまで障がい児に対する支援は、障害者自立支援法と児童福祉法のそれぞれの枠組みの中で行ってきましたが、より一層、障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるようになりました。

さらに、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が国会で成立し、平成28年4月に施行され、国や各自治体ではガイドラインの作成や広報・啓発を行っています。

そして、平成28年6月には障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、支援の一層の充実やサービスの円滑な利用を促進するための所要の見直し、障がい児支援のニーズの多様化に対応するための支援の拡充や、サービスの質の確保・向上を図る環境整備等を行うことになりました。

本町では、「人と人が支え合い共に活躍できるまちづくり」を基本理念に掲げ、「第4次益子町障がい者福祉計画（令和3年度～8年度）」、「第6期益子町障がい福祉計画（令和3年度～5年度）」及び「第2期益子町障がい児福祉計画（令和3年度～5年度）」を一体の計画として策定し、積極的に施策展開し、障がい福祉サービスの提供を推進してきたところですが、人口減少による地域資源の減少や介助者の高齢化などによる福祉サービス体系の維持や、新たに求められているニーズへの対応が課題として残りました。

この度、第6期益子町障がい福祉計画並びに第2期益子町障がい児福祉計画の計画期間終了にあたり、障がい児者福祉のさらなる推進を目指し、本町の障がい者施策の方向性を定める「第7期益子町障がい福祉計画及び第3期益子町障がい児福祉計画」を策定し、障がい者の権利の実現に向けた取り組みを強化します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法の第11条第3項で定める「市町村障害者計画」、障害者総合支援法の第88条で定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法の第33条の20で定める「市町村障害児福祉計画」を法的根拠とする計画です。

また、策定にあたっては、国の「障害者基本計画」の動向や「基本指針」に即して計画を立てるとともに、「第3期ましこ未来計画」でのまちの将来像「幸せな協働体（共同体）・ましこ」と整合性を図り策定します。さらに、同時期に策定される県の「とちぎ障害者プラン21（2024～2026）」、「栃木県障害福祉計画」とも整合性を図った上で策定します。

### ■障害者基本法[一部抜粋]

第11条 第1項～2項（略）

第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

第4項～9項（略）

### ■障害者総合支援法[一部抜粋]

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

第2項 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

第3項～12項（略）

### ■児童福祉法[一部抜粋]

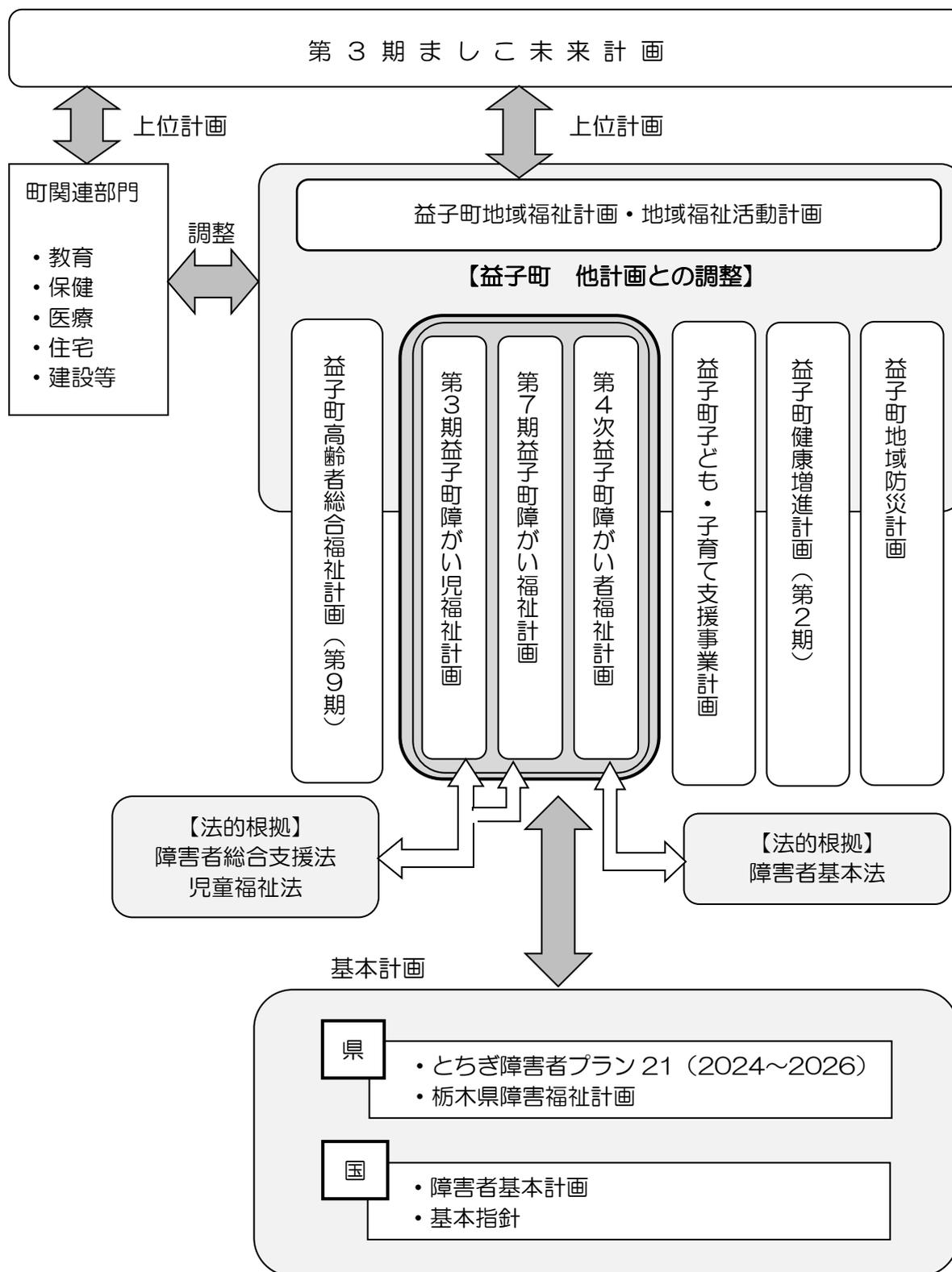
第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

第2項 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

第3項～12項（略）

【他計画との連携図】



### 3. 計画の期間

第4次益子町障がい者福祉計画の期間は、令和3年度から令和8年度の6年間、第7期益子町障がい福祉計画及び第3期益子町障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度の3年間とします。ただし、計画期間中においても国の制度改正等があった場合には適宜見直しを行うこととします。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者福祉計画	第3次 益子町障がい者福祉計画 (平成27年度～平成32年)			第4次 益子町障がい者福祉計画 (令和3年度～令和8年度)					
			見直し						見直し
障がい福祉計画	第5期 益子町障がい福祉計画 (平成30年度～平成32年度)			第6期 益子町障がい福祉計画 (令和3年度～令和5年度)		第7期 益子町障がい福祉計画 (令和6年度～令和8年度)			
			見直し		見直し			見直し	
障がい児福祉計画	第1期 益子町障がい児福祉計画 (平成30年度～平成32年度)			第2期 益子町障がい児福祉計画 (令和3年度～令和5年度)		第3期 益子町障がい児福祉計画 (令和6年度～令和8年度)			
			見直し		見直し			見直し	
益子町総合振興計画	新ましこ未来計画 (平成28年度～平成32年度)			第3期ましこ未来計画 (令和3年度～令和7年度)					
			見直し					見直し	

※「平成」の元号は、平成31年4月までとなりますが、表中の既存計画では、便宜上策定時の元号で表記しています。

## 4. 計画の対象者、障がい者

「第4次益子町障がい者福祉計画」においては、障がい者福祉に関する施策を社会全体で推進していくことを目的としていることから、計画の対象者は全町民とします。また、この計画でいう「障がい者」とは、障害者基本法に定められる「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他難病患者等、心身の機能に障がいがある人であって、その障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当の制限を受ける状態にある人々」を総称しています。

「第7期益子町障がい福祉計画」及び「第3期益子町障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス及び地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障がい児支援の提供体制を確保する等の実施計画であり、この計画でいう「障がい者」とは、障がい福祉サービス等の対象者及び障がい児通所支援等の対象者として、以下の人を対象とします。

### 【障害者総合支援法】

- 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者
- 知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち18歳以上の者
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障がい者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障がい者を除く。）のうち18歳以上の者
- 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である18歳以上の者

### 【児童福祉法】

- 18歳未満の身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障がい児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童

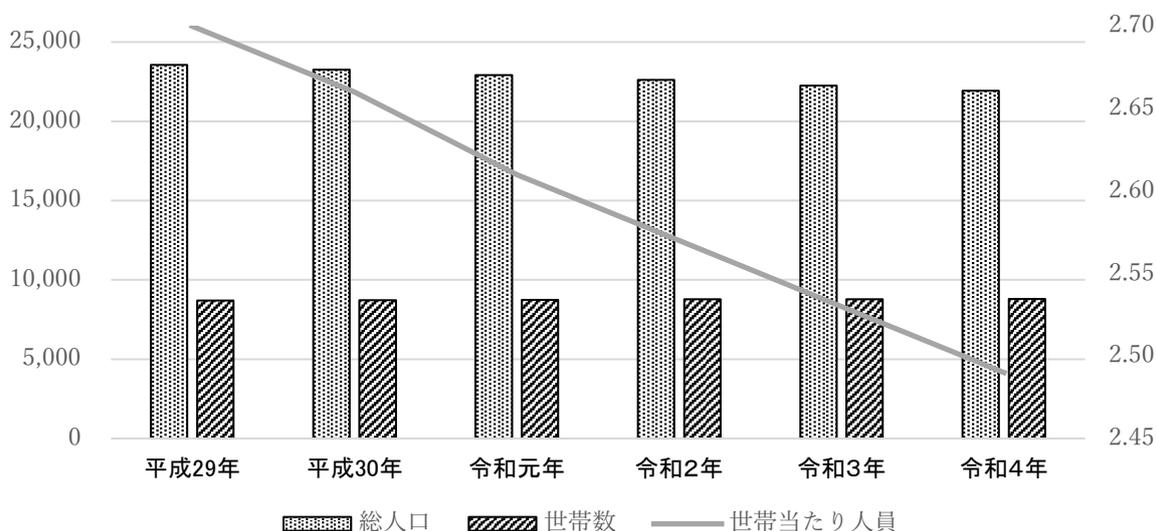
## 第2章 益子町の障がい者を取り巻く現状

### 1. 総人口等の推移

#### (1) 総人口と世帯数の推移

本町の総人口は、平成29年から令和4年にかけて減少の傾向を示しており、令和4年では21,925人となっています。一方、世帯数は微増の傾向にあり、令和4年で8,811世帯となっています。世帯数の増加に伴い一世帯当たりの人員は年々減少しており、令和4年では2.49人となっています。

総人口、世帯数、一世帯当たりの人員の推移



(単位：人、世帯、人/世帯)

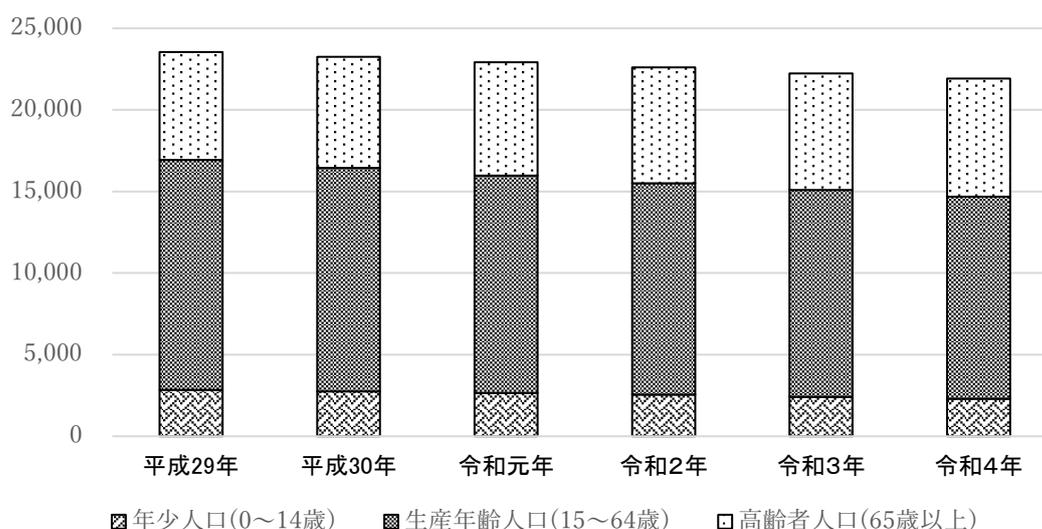
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	伸び率 (H29→R4)
総人口	23,550	23,249	22,922	22,614	22,241	21,925	△6.9%
世帯数	8,711	8,728	8,751	8,787	8,777	8,811	1.1%
一世帯当たりの人員	2.70	2.66	2.62	2.57	2.53	2.49	△7.8%

資料：平成29年から令和4年（住民基本台帳）各年10月1日時点

(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は年々減少しているものの、高齢者人口は増加傾向にあり、平成29年から令和4年で伸び率は9.4%となっており、高齢者人口の占める割合（高齢化率）は33.0%となっています。

年齢3区分人口の推移



(単位：人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	伸び率 (H29→R4)
年少人口 (0~14歳)	2,849 12.1%	2,755 11.9%	2,650 11.6%	2,551 11.3%	2,420 10.9%	2,305 10.5%	△19.1%
生産年齢人口 (15~64歳)	14,078 59.8%	13,700 58.9%	13,332 58.1%	12,950 57.3%	12,682 57.0%	12,376 56.5%	△12.1%
高齢者人口 (65歳以上)	6,623 28.1%	6,794 29.2%	6,940 30.3%	7,113 31.4%	7,139 32.1%	7,244 33.0%	9.4%

資料：平成29年から令和4年（住民基本台帳）各年10月1日時点

## 2. 障がい者の現状及び新規申請状況

### (1) 全国、県、町の障がい者数

全国の障がい者合計（手帳交付者及び特定疾患医療受給者証所持者）は、約 7,739 千人、総人口比は 6.14%（令和2年国勢調査総人口（126,146,099）に対する割合）で、その内訳は身体障がい者が約 4,360 千人、知的障がい者が約 1,094 千人、精神障がい者が約 1,263 千人、難病患者が約 1,021 千人となっています。また栃木県では、障がい者合計が 105,671 人、総人口比は 5.54%で、その内訳は身体障がい者が 55,308 人、知的障がい者が 19,156 人、精神障がい者が 15,935 人、難病患者が 15,272 人となっています。

一方、本町においては、障がい者合計が 1,388 人、総人口比は 6.38%で、その内訳は身体障がい者が 754 人（総人口比 3.47%）、知的障がい者が 266 人（同 1.22%）、精神障がい者が 191 人（同 0.88%）、難病患者が 177 人（同 0.81%）となっています。

全国の障がい者数

区分	総数(人)	総人口比(%)
身体障がい者	4,360,000	3.46
知的障がい者	1,094,000	0.87
精神障がい者	1,263,460	1.00
難病患者	1,021,606	0.81
合計	7,739,066	6.14

資料：令和3年度障害者白書（内閣府）、令和3年度衛生行政報告例（精神障がい者、難病患者）  
総人口比は令和2年国勢調査人口に対する割合

栃木県の障がい者数

区分	総数(人)	総人口比(%)
身体障がい者	55,308	2.90
知的障がい者	19,156	1.00
精神障がい者	15,935	0.84
難病患者	15,272	0.80
合計	105,671	5.54

資料：令和3年度福祉行政報告例、令和3年度衛生行政報告例（精神障がい者、難病患者）  
総人口比は令和4年10月1日現在の栃木県公表人口 1,908,380 人に対する割合

益子町の障がい者数

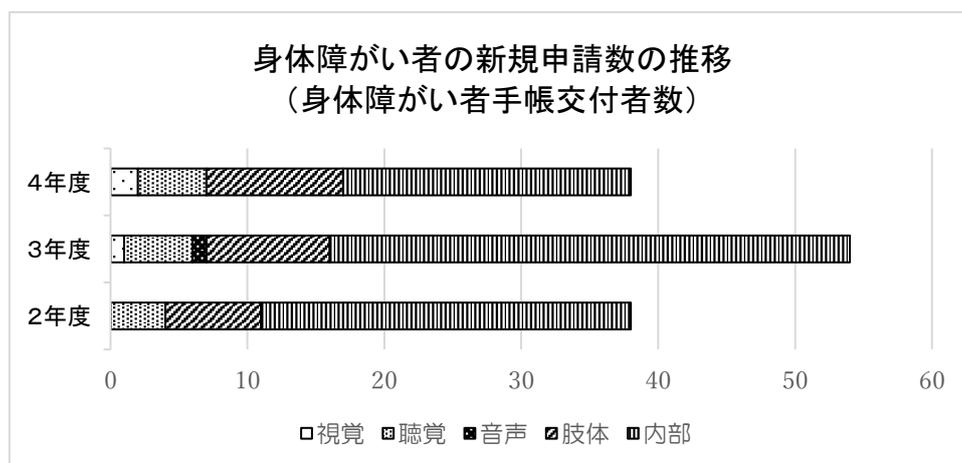
区分	総数(人)	総人口比(%)
身体障がい者	754	3.47
知的障がい者	266	1.22
精神障がい者	191	0.88
難病患者	177	0.81
合計	1,388	6.38

資料：益子町調べ（令和5年4月1日現在）総人口比は同日現在住基人口 21,758 人に対する割合

(2) 身体障がい者の新規申請の状況

本町における身体障がい者の新規申請者数の推移をみると、令和2年度が38人、令和3年度が54人、令和4年度が38人となっています。

令和4年度の障がい別の内訳では、内部障がい者が55.2%、肢体不自由が26.3%と続き、内部障がいと肢体不自由で全体の81.5%を占めています。等級別では、最も障がいの重い1級が39.5%と最も高く、4級が31.6%と続きます。年齢別では、65歳以上が71.1%、18歳～64歳が28.9%、18歳未満が0.0%となっています。



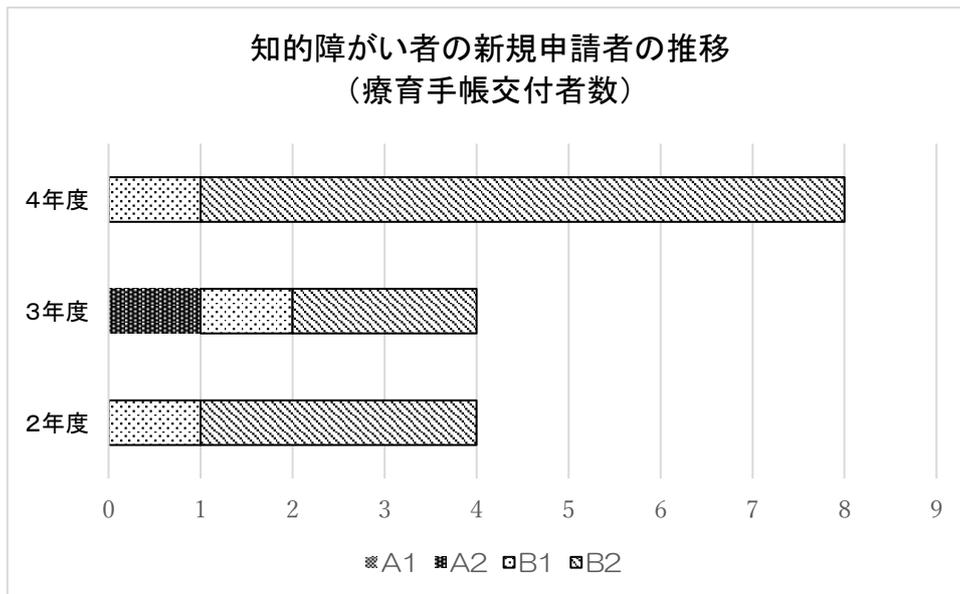
(単位：人)

年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	
身体障がい者新規申請者数	38	100.0%	54	100.0%	38	100.0%	
障がい別内訳	視覚	0	0.0%	1	1.8%	2	5.3%
	聴覚	4	10.5%	5	9.3%	5	13.2%
	音声	0	0.0%	1	1.8%	0	0.0%
	肢体	7	18.9%	9	16.7%	10	26.3%
	内部	27	71.1%	38	70.9%	21	55.2%
等級別内訳	1級	21	55.2%	28	51.8%	15	39.5%
	2級	4	10.5%	2	3.7%	4	10.5%
	3級	2	5.3%	9	16.7%	2	5.3%
	4級	5	13.2%	11	20.4%	12	31.6%
	5級	2	5.3%	1	1.8%	1	2.6%
	6級	4	10.5%	3	5.6%	4	10.5%
年齢別内訳	18歳未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	18歳～64歳	9	23.7%	14	25.9%	11	28.9%
	65歳以上	29	76.3%	40	74.1%	27	71.1%

資料：益子町調べ

(3) 知的障がい者の新規申請の状況

知的障がい者の新規申請者数については、令和2年度4人、令和3年度4人、令和4年度8人となっています。程度別にみると、令和2年度から令和4年度ではA（重度～最重度）判定となった方は1人、B（軽度～中度）判定となった方は15人です。



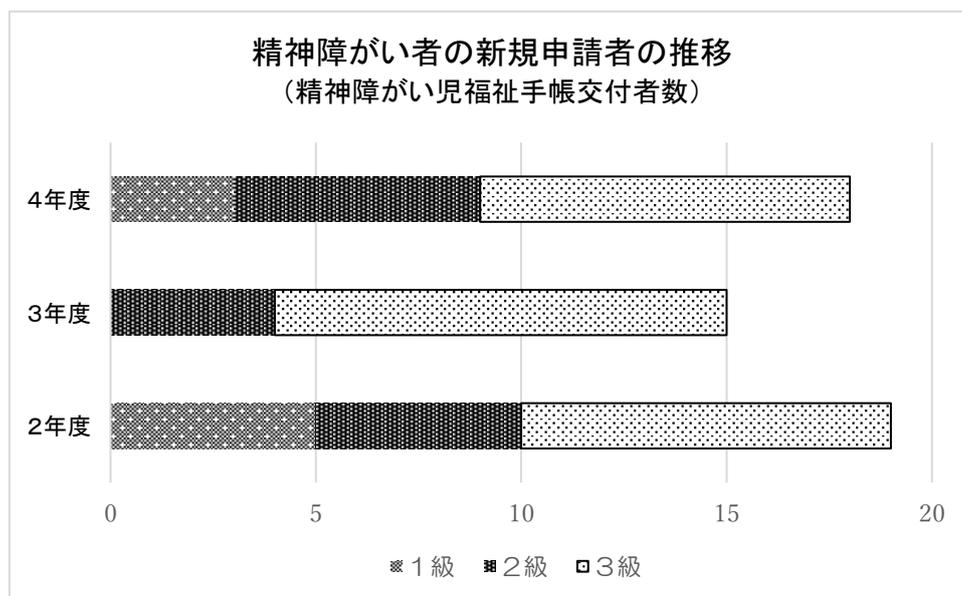
(単位：人)

年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
知的障がい者新規申請者数		4	100%	4	100%	8	100%
程度別内訳	A1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	A2	0	0.0%	1	25.0%	0	0.0%
	B1	1	25.0%	1	25.0%	1	12.5%
	B2	3	75.0%	2	50.0%	7	87.5%
年齢別内訳	18歳未満	4	100%	2	50.0%	7	87.5%
	18歳～64歳	0	0.0%	2	50.0%	1	12.5%
	65歳以上	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

資料：益子町調べ

(4) 精神障がい者の新規申請の状況

精神障がい者の新規申請者数については、令和2年度19人、令和3年度15人、令和4年度18人となっています。令和4年度を等級別にみると、1級3人、2級6人、3級9人の構成になっています。



(単位：人)

年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
精神障がい者新規申請者数		19	100.0%	15	100.0%	18	100.0%
等級別内訳	1級	5	26.3%	0	0.0%	3	16.7%
	2級	5	26.3%	4	26.7%	6	33.3%
	3級	9	47.4%	11	73.3%	9	50.0%

資料：益子町調べ

### 3. アンケート調査結果から見る障がい者を取り巻く現状

#### 令和2年度調査【再掲】

##### (1) 調査概要

##### ①調査の目的

本調査は、前期計画（第3次益子町障がい者福祉計画・第5期益子町障がい福祉計画・第1期益子町障がい児福祉計画）の進捗状況及び本町の現状と課題等を整理・分析し、現行計画となる「第4次益子町障がい者福祉計画」、「第6期益子町障がい福祉計画」及び「第2期益子町障がい児福祉計画」を策定するための基礎資料として活用することを目的として実施したもの。

##### ②調査の対象者

- (1) 調査時期 令和2年9月1日～9月30日
- (2) 調査方法 郵送配布・郵送回収方式による調査
- (3) 調査対象

◇身体障がい者手帳所持者	683人	うち、児童数	9人	(A)
◇療育手帳所持者	234人		46人	(B)
◇精神障がい者保健福祉手帳所持者	152人		1人	(C)
◇指定難病見舞金受給者	145人		21人	(D)
合計 (A+B+C+D)	1,214人		77人	(E)
◇重複障がい者	62人		5人	(F)
調査票発送数 (E-F)	1,152人		72人	

##### ③回収結果

項目	調査票発送数	回答者数	回収率
◇身体障がい者手帳所持者	683人	414人	60.6%
◇療育手帳所持者	234人	125人	53.4%
◇精神障がい者保健福祉手帳所持者	152人	85人	55.9%
◇指定難病見舞金受給者	145人	95人	65.5%

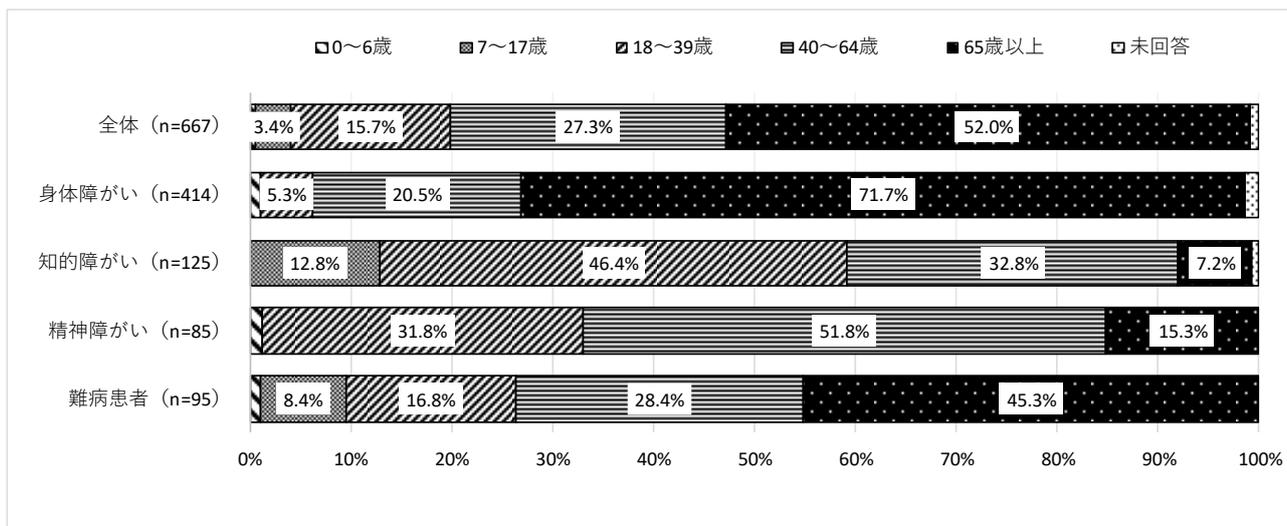
##### ④障がい種別集計時抽出方法及びアンケート調査結果概要の見方

- (1) アンケート調査結果の概要では、グラフ中のn値は回答者数（母数）を示しています。設問によっては回答制限があるため、n値が変わることがあります。
- (2) 複数回答ができる設問では、回答割合の合計が100%にならない場合があります。

(2) アンケート調査結果の概要

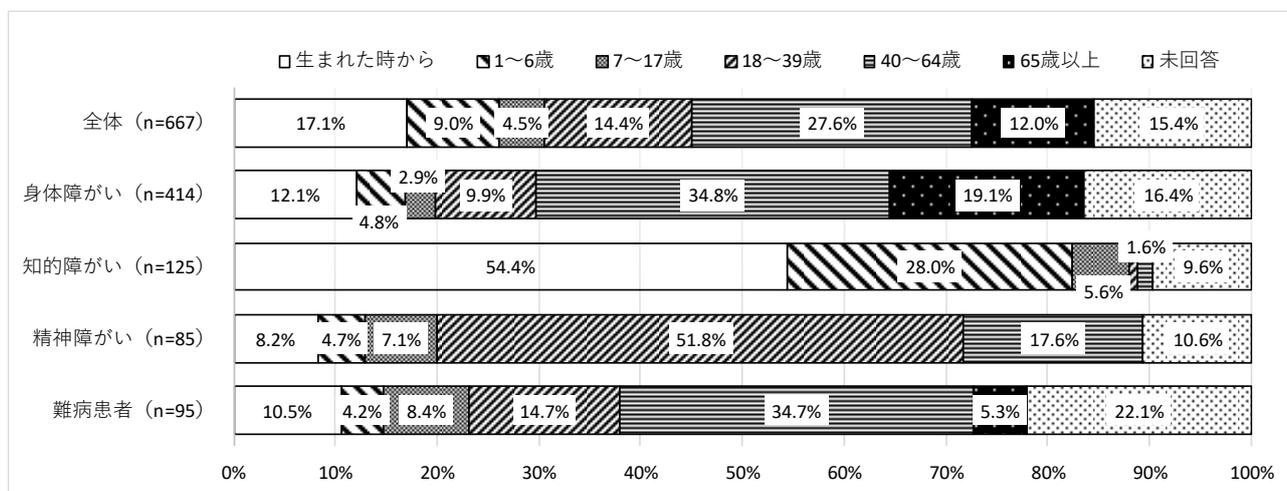
① 回答者の年齢

回答者の年齢構成は、身体障がい者と難病患者では「65歳以上」、知的障がい者では「18～39歳」、精神障がい者では「40～64歳」の割合が高くなっています。



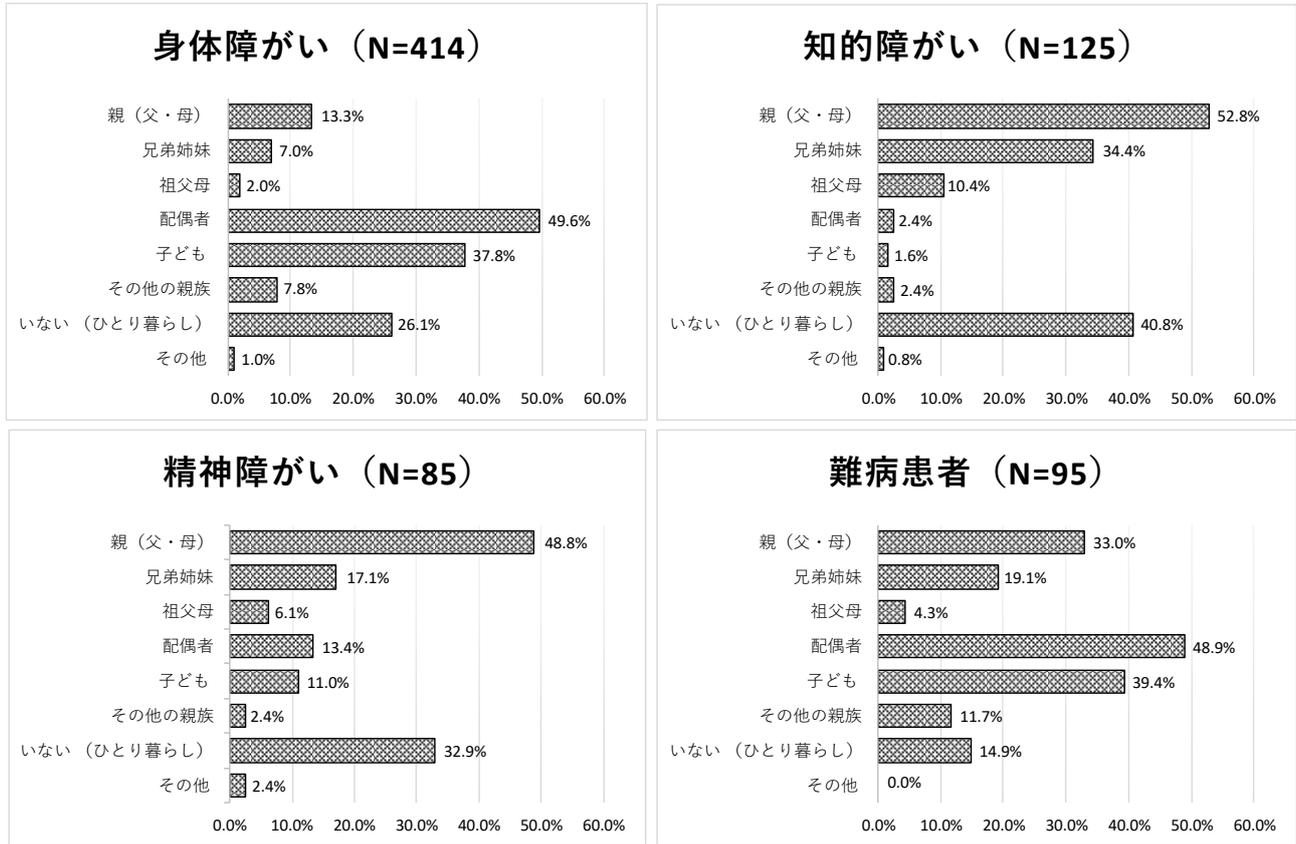
② 障がいが生じた時期

障がいが発生した時期は、障がい種別により特徴があり、身体障がい者、難病患者では「40～64歳」、知的障がい者では「生まれたときから」、「6歳未満」、精神障がい者では「18～39歳」にかけて高くなっています。各障がい・各世代に応じた支援が大切であるといえます。



③ 一緒に暮らしている人

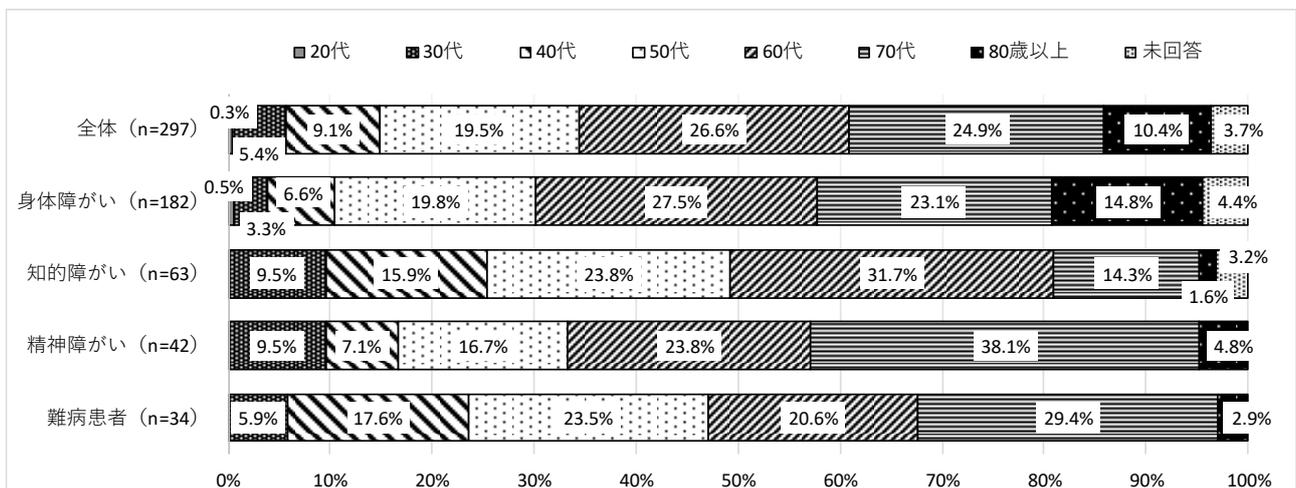
一緒に暮らしている人については、身体障がい者と難病患者では「配偶者」や「子ども（子どもの配偶者）」、知的障がい者と精神障がい者では「親（父・母）」の割合が高くなっています。



④ 介助者の年齢

介助者の年齢は、身体障がい者では「60代」、「70代」、知的障がい者では「50代」、「60代」、精神障がい者と難病患者では「70代」の割合が高くなっています。

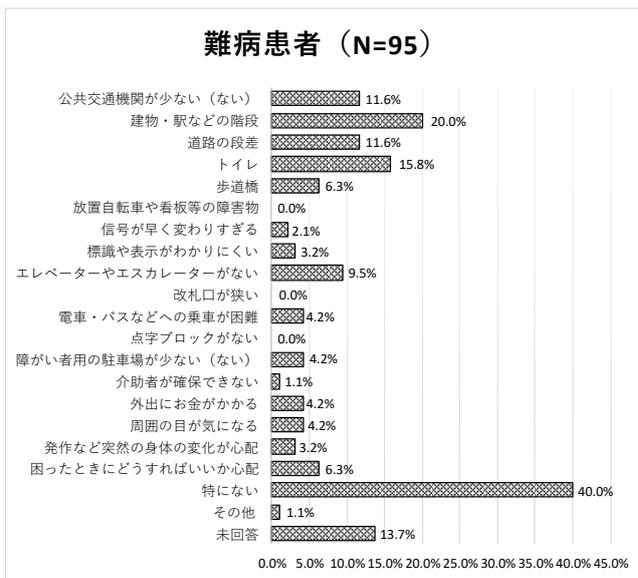
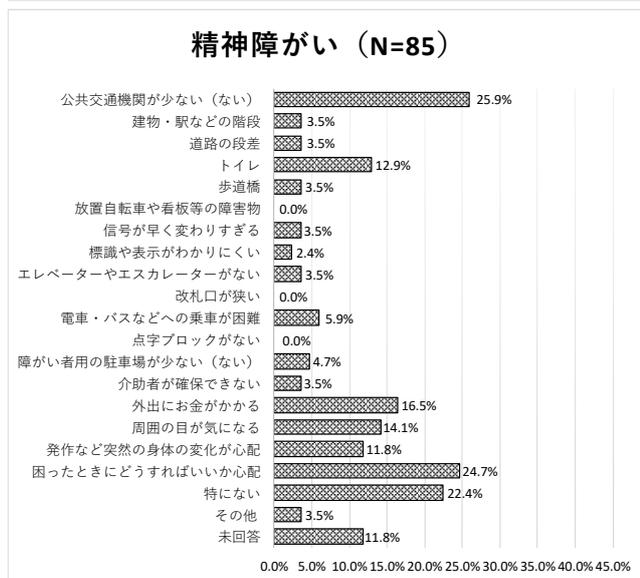
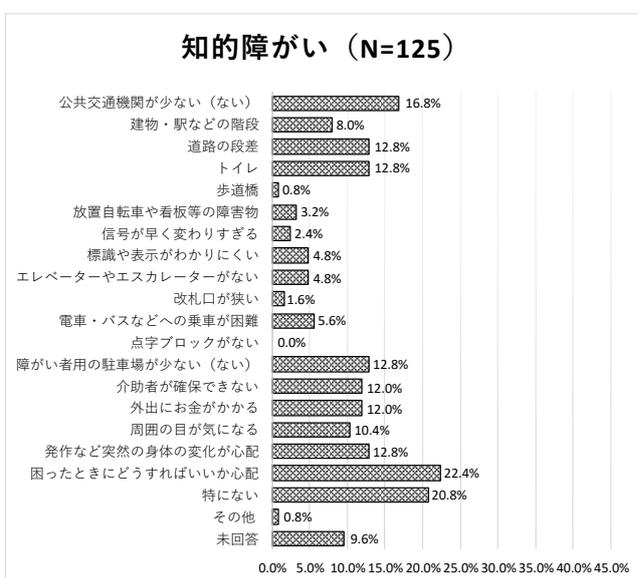
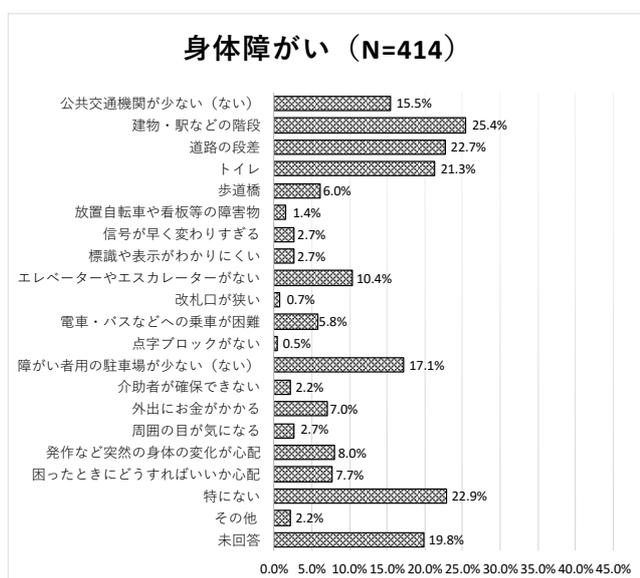
前回の調査と比較すると各障がいとも介助者の高齢化が進行しており、介助者に「自身の健康状態を心配している」と回答する方が多く見受けられました。



⑤ 外出時に困ることや不便に思うこと

外出時に困ることや不便に思うことについては、身体障がい者では「建物・駅などの階段」、「道路の段差」が最も高く、次いで「トイレ」となっています。知的障がい者では「困ったときにどうすればいいか心配」が最も高く、次いで「公共交通機関が少ない（ない）」となっています。精神障がい者では「公共交通機関が少ない（ない）」、「困ったときにどうすればいいか心配」が最も高く、次いで「外出にお金がかかる」となっています。難病患者では「建物・駅などの階段」が最も高く、次いで「トイレ」となっています。

それぞれ、外出に対する不安があることがうかがえるため、公共交通・公共施設の整備をはじめ、町民が障がいに対する理解を深め、地域全体で支えていくことが大切であるといえます。

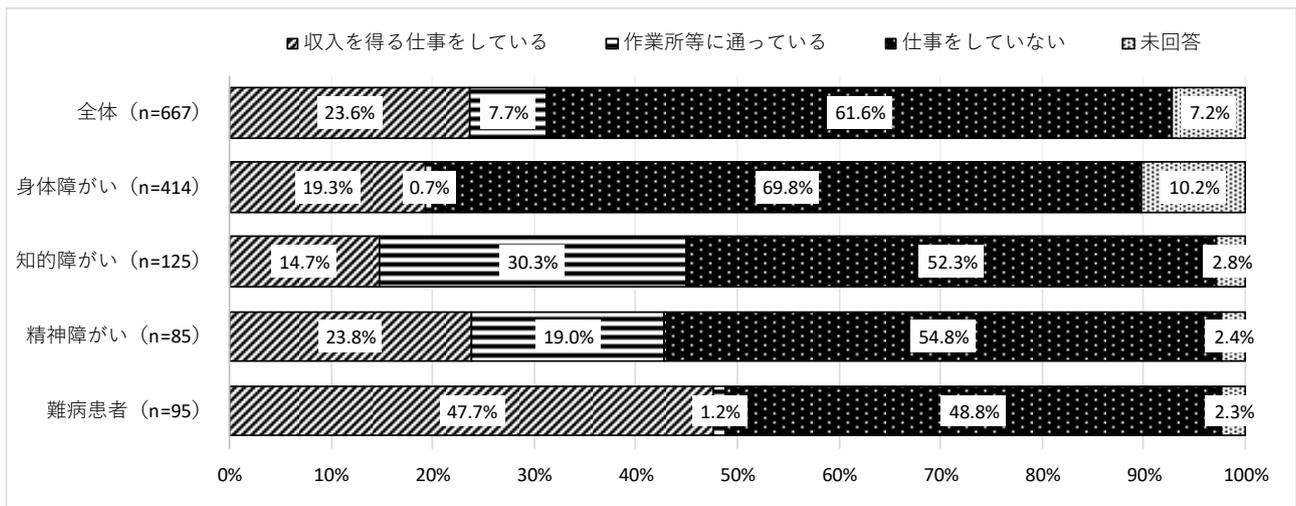


⑥ 現在の就労状況について

現在就労しているかについては、各障がいとも就労していないと回答した方が過半数を占めています。ただし、身体障がい者と難病患者で仕事をしていないと回答した方の平均年齢は、身体障がい者で72歳、難病患者で67歳と高齢の方が多くを占めており、就労意欲が低いとは一概には言えません。その一方、知的障がい者のうち、仕事をしていないと回答した方の平均年齢は43歳、精神障がい者では51歳と年齢層が低い傾向にあることから、ターゲットを絞った就労支援を充実させていく必要があります。

しかし、知的障がい者で仕事をしていない方については重度障がい（A1、A2）の手帳を取得している方の割合とほぼ同数であり、潜在的な就労希望は見込めない可能性があることから、就労支援は生活のケア等を通して本人の意向を慎重にくみ取っていかねばなりません。

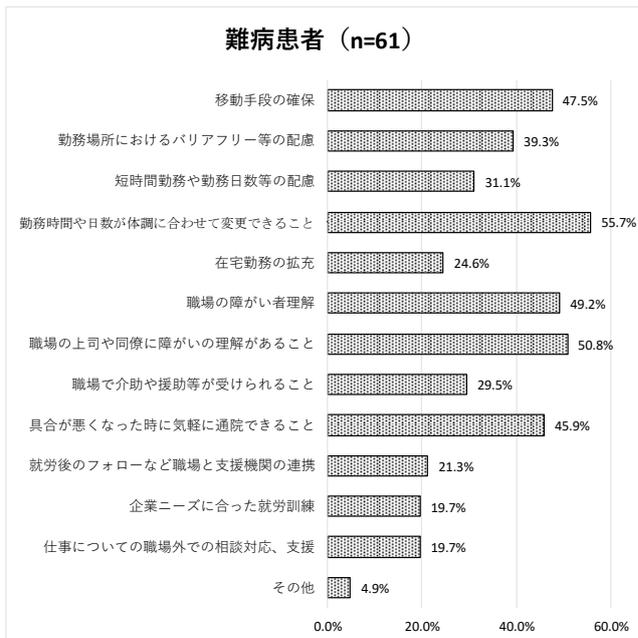
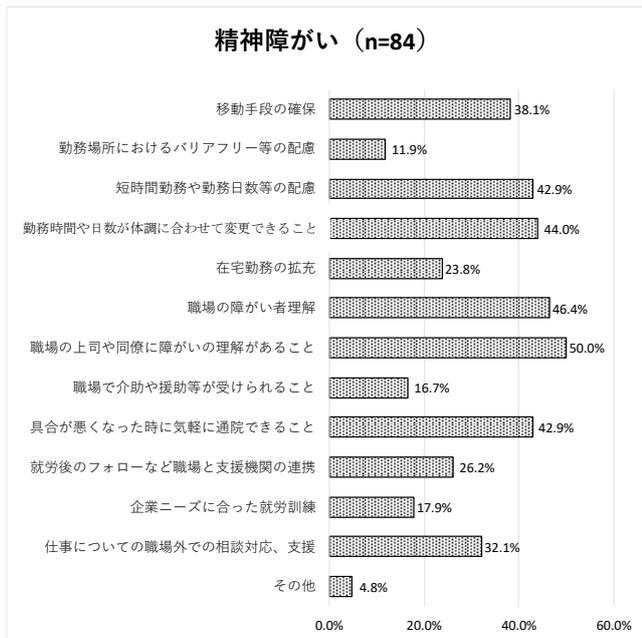
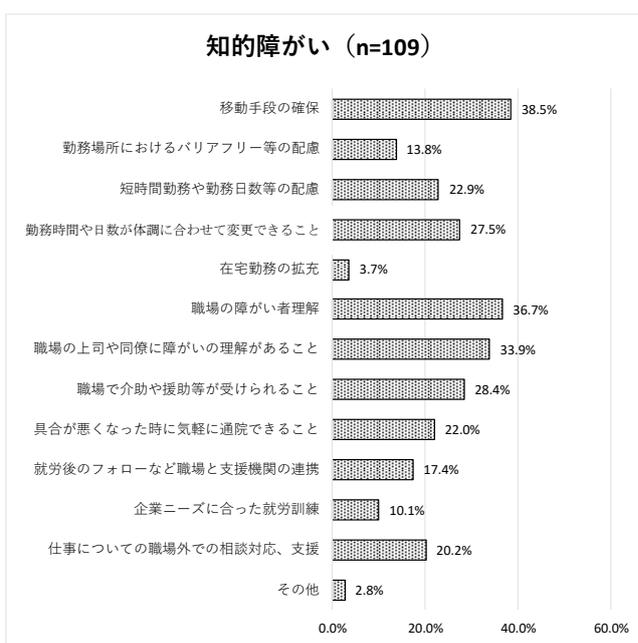
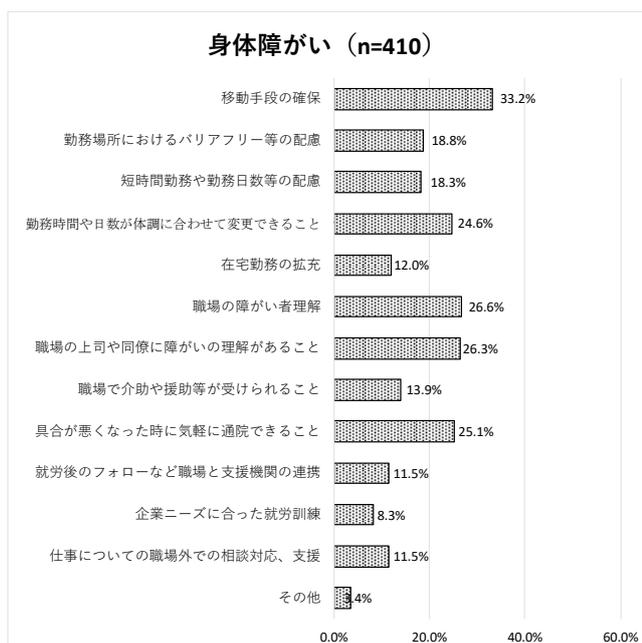
また、精神障がい者は現在仕事をしていない方のうち、今後の就労を希望する方が4割いることから、医療から地域生活、就労支援と切れ目のない支援体制を構築する必要があります。



⑦ 障がい者の就労支援で必要なこと

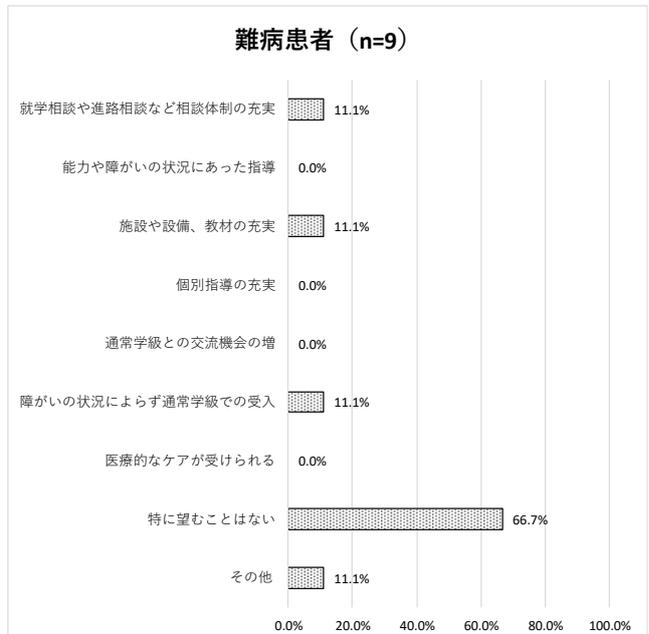
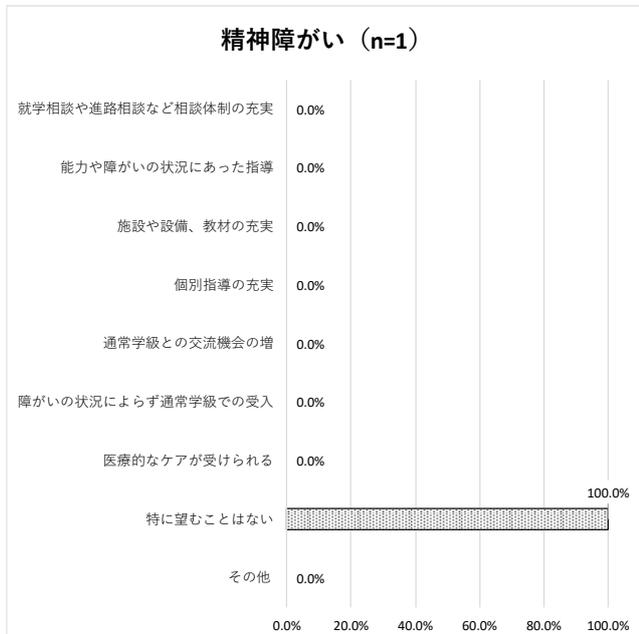
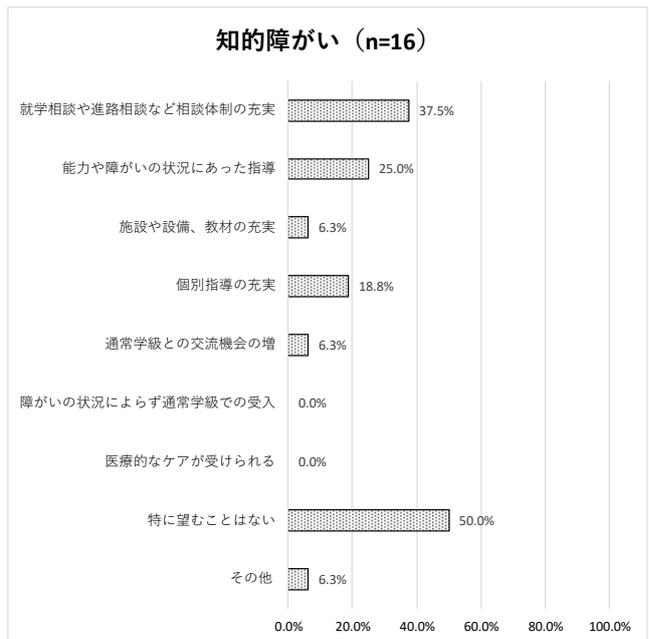
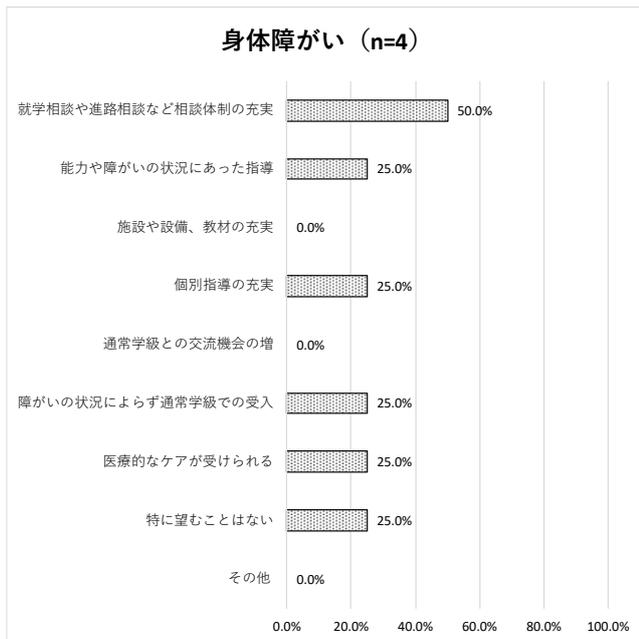
障がい者の就労支援で必要なことについては、「職場の障がい者への理解」、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」や「移動手段の確保」が求められています。また、精神障がい者や難病患者では「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」の割合も高くなっています。

いずれの回答も職場における障がいに対する理解が不可欠な要素であることから、就労定着支援等を通し就労先と関わりを持ち続けながら支援を推進していく必要があります。



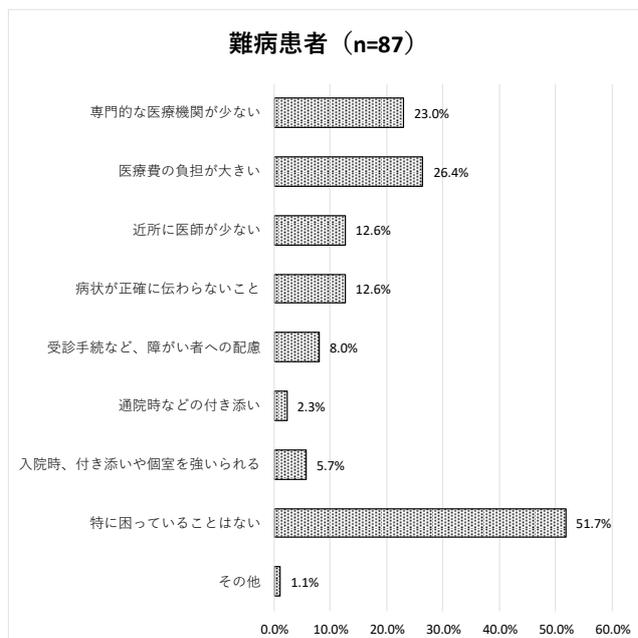
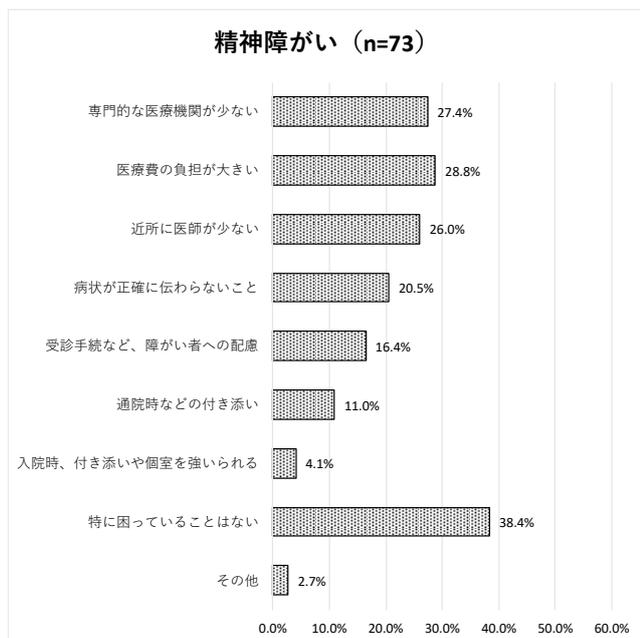
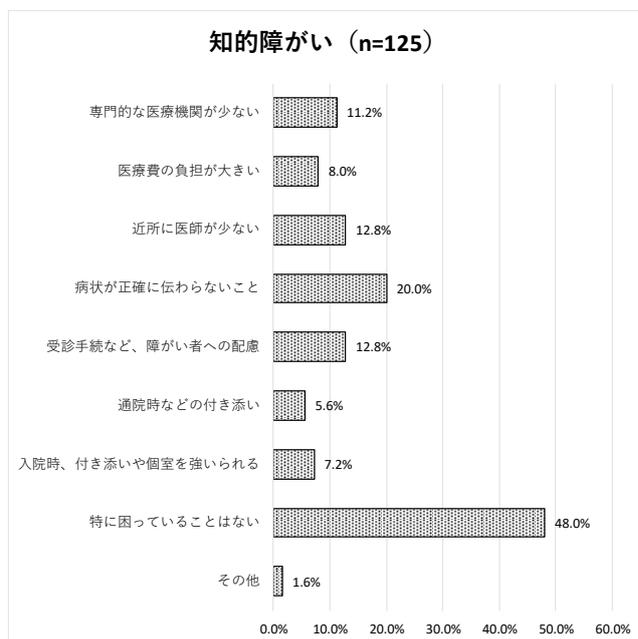
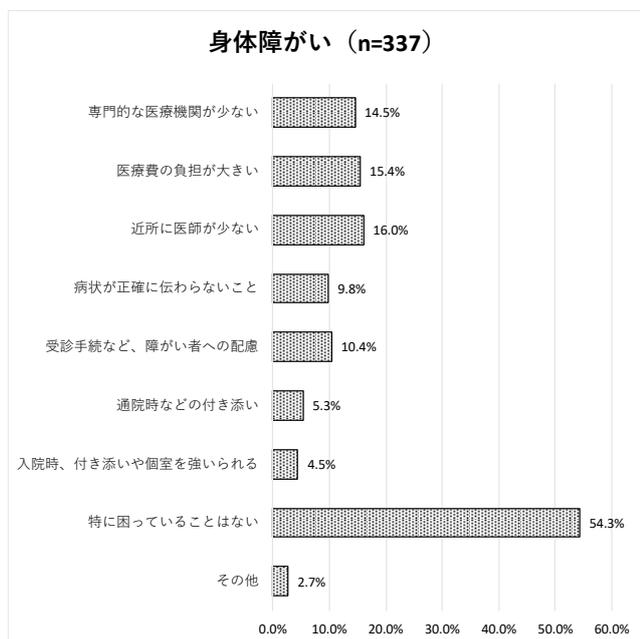
⑧ 通園先や通学先などに望むこと

通園先や通学先などに望むことについては、身体障がい者や知的障がい者で「就学相談や進路相談など相談体制の充実」を望む割合が高くなっています。また、「能力や障がいの状況にあった指導」を挙げた割合も高くなっており、障がい種別に応じた柔軟な対応が求められています。



⑨ 健康管理や医療について困ったこと

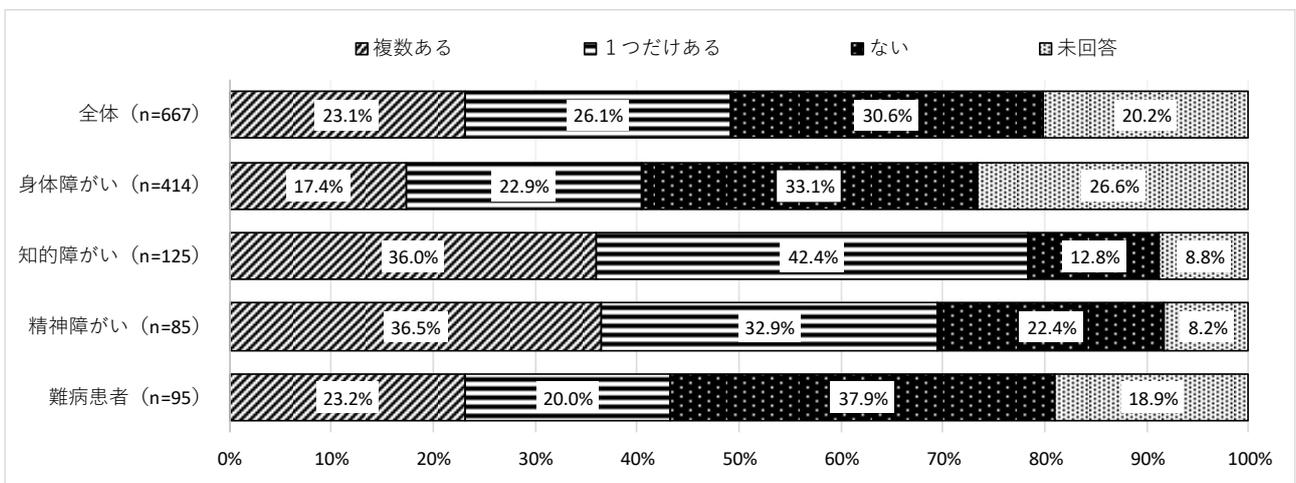
健康管理や医療について困ったことについては、身体障がい者と精神障がい者では「専門的医療機関が少ない」、「医療費の負担が大きい」、「近所に医師が少ない」が高く、知的障がい者では「症状が正確に伝わらない」が最も多くなっています。難病患者では身体障がい者や精神障がい者と同様の傾向ですが、「近所に医師が少ない」と回答した割合が少なくなっています。難病患者は主治医（受診する病院）が決まっていることで困り感が少ないと考えられることから、難病以外の障がいでも平時から困ったときにすぐ受診できるようにするため、予め主治医や移動手段を決めておく必要があります。



⑩ 相談できるところについて

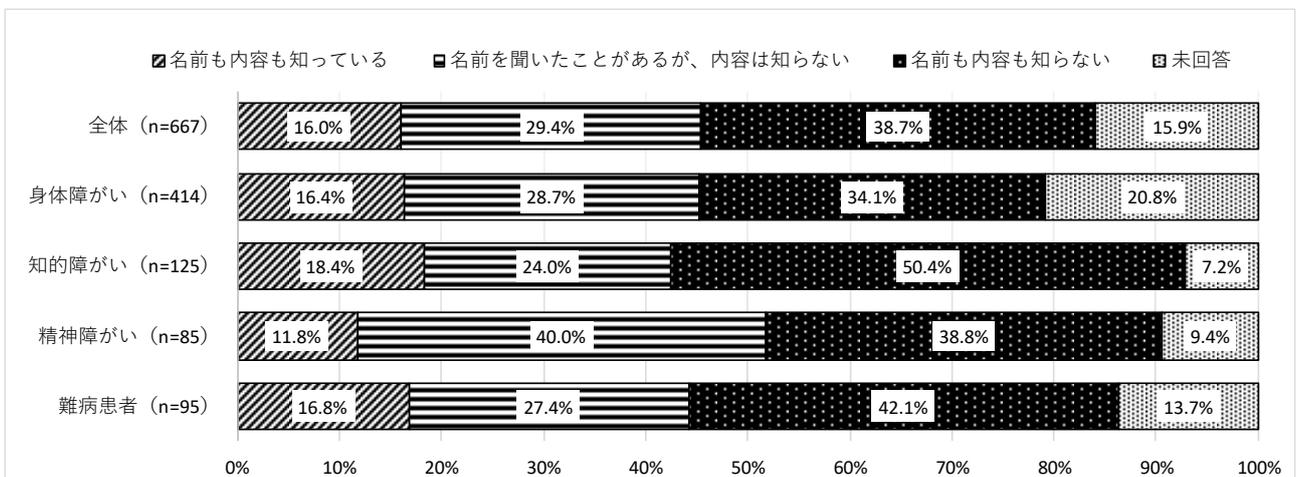
障がい者が悩みなどを相談できるところについては、身体障がい者と難病患者で「相談できるところがない」と回答した割合が高くなっています。知的障がい者と精神障がい者では「複数ある」、「1つだけある」という回答が約70%を占めていますが、この2障がいでは対象者の平均年齢が他に比べ低く、親と同居している割合も50%前後であるためと考えられます。

今後、対象者と支援者の高齢化が進行することで身体障がい者や難病患者と同じような傾向となることが予測されるため、相談支援事業の強化が必要です。



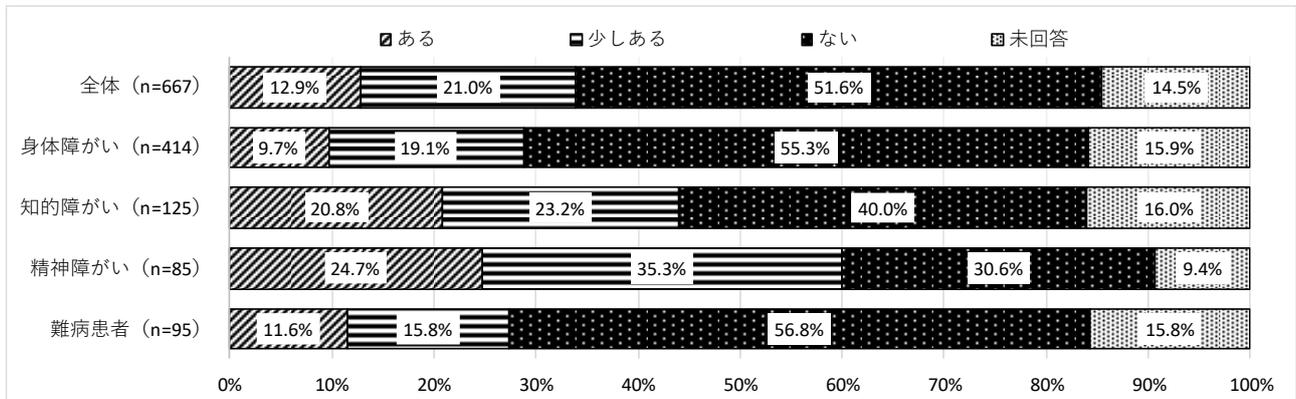
⑪ 成年後見制度について

成年後見制度については、各障がいとも「内容を知らない」という回答が圧倒的多数を占めています。制度を利用することで継続した福祉サービス利用に繋がるケースが多数あると考えられることから、制度の周知や申請を支援する窓口の整備が必要です。



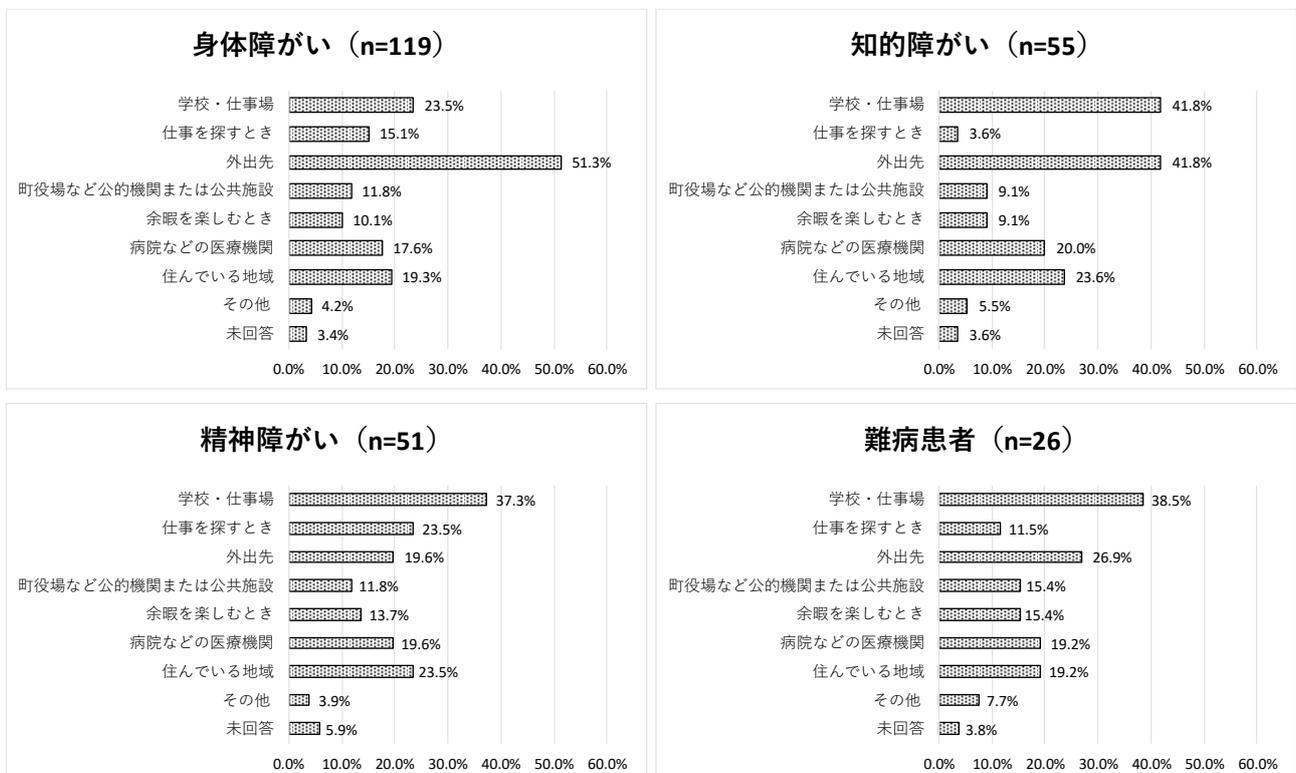
⑫ 差別や嫌な思いの経験

差別や嫌な思いの経験については、精神障がい者で「ある」と「少しある」を合わせた割合が60%以上となっています。



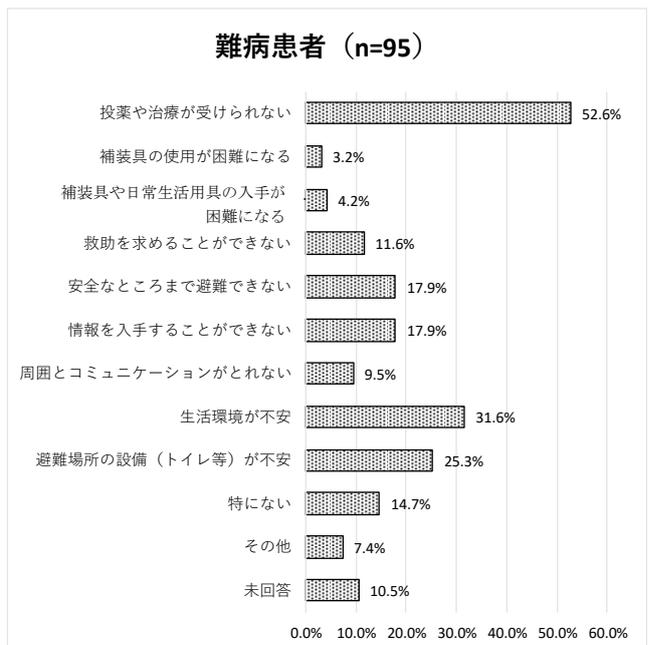
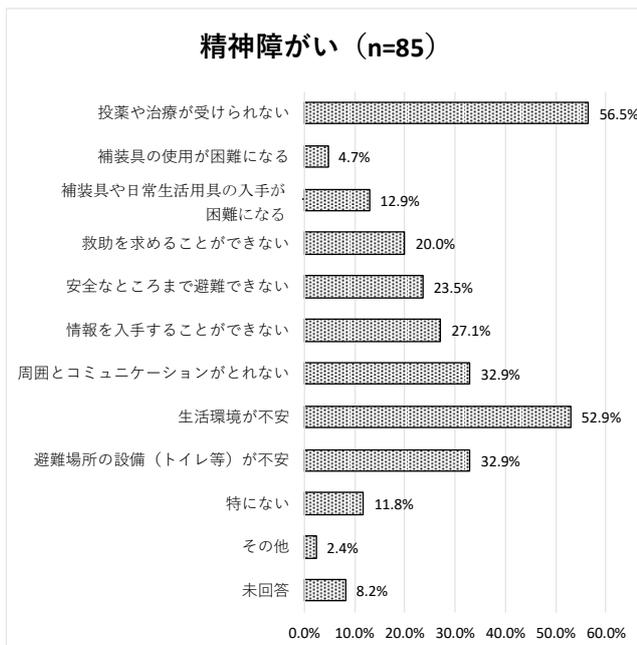
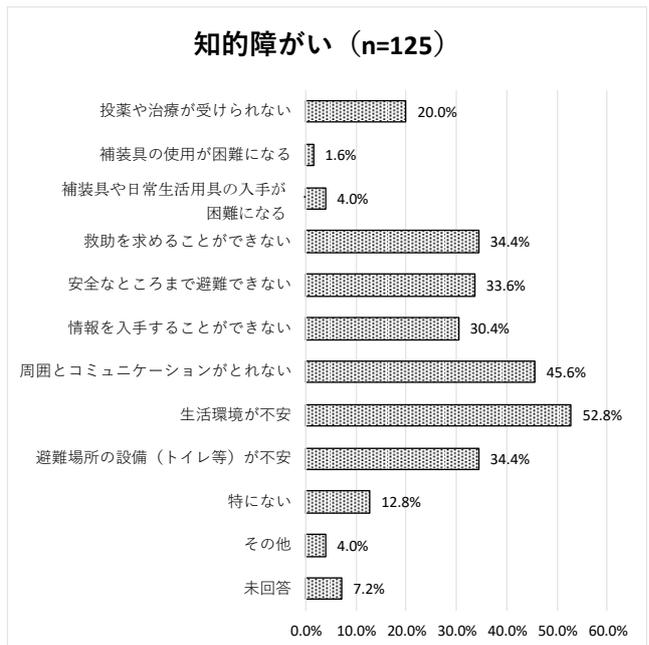
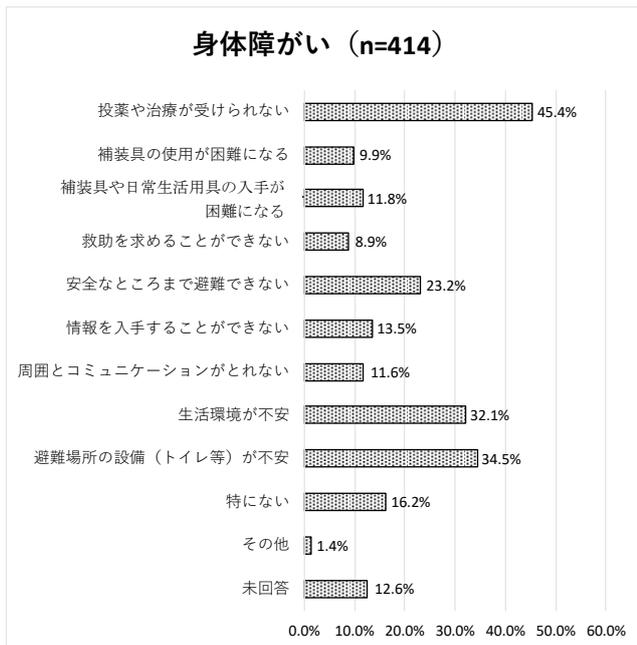
⑬ 差別や嫌な思いを経験した場所

差別や嫌な思いを経験した場所については、全体的に「学校・仕事場」、「外出先」、「住んでいる地域」、「病院などの医療機関」の割合が高くなっています。各障がい毎に傾向はまちまちですが、教育現場や地域社会での差別や人権侵害行為を防止するために、啓発活動の充実や障がいに関する知識の普及を図ることが求められています。



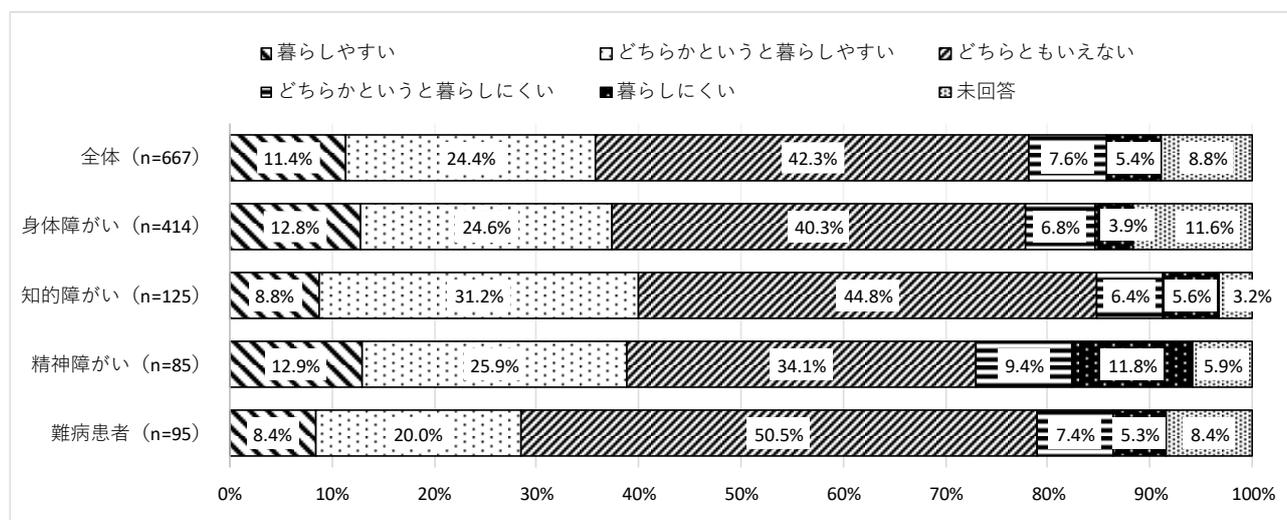
⑭ 災害時に困ること

災害時に困ることについては、身体障がい者、精神障がい者、難病患者では「投薬や治療が受けられない」、「生活環境が不安」、「避難場所の設備（トイレ等）が不安」の割合が高くなっています。知的障がい者では「生活環境が不安」、「周囲とコミュニケーションがとれない」の割合が高くなっているほか、情報を入手したり避難を求めたりすることが難しいとの回答も多く、避難所の整備をはじめ、避難情報の発信方法や地域住民の支援への関わり方等、災害時の対策が求められています。



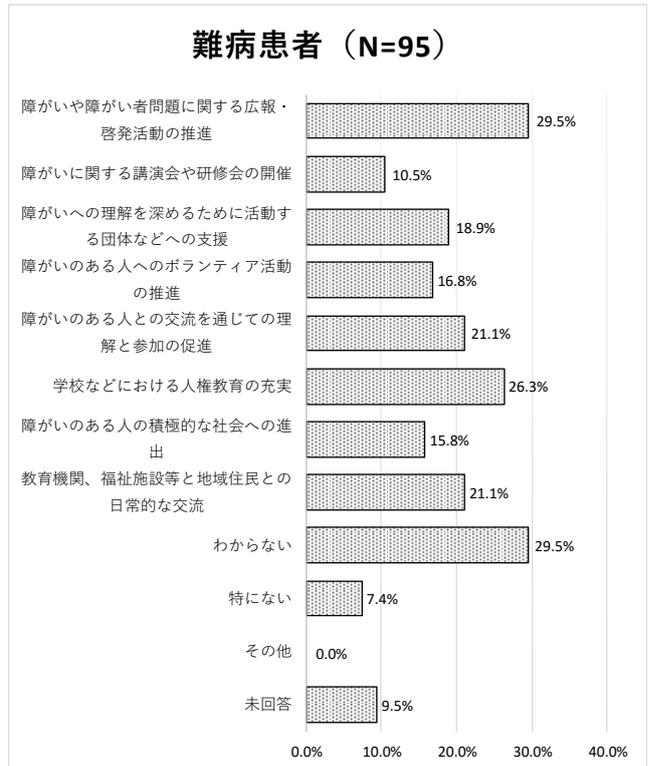
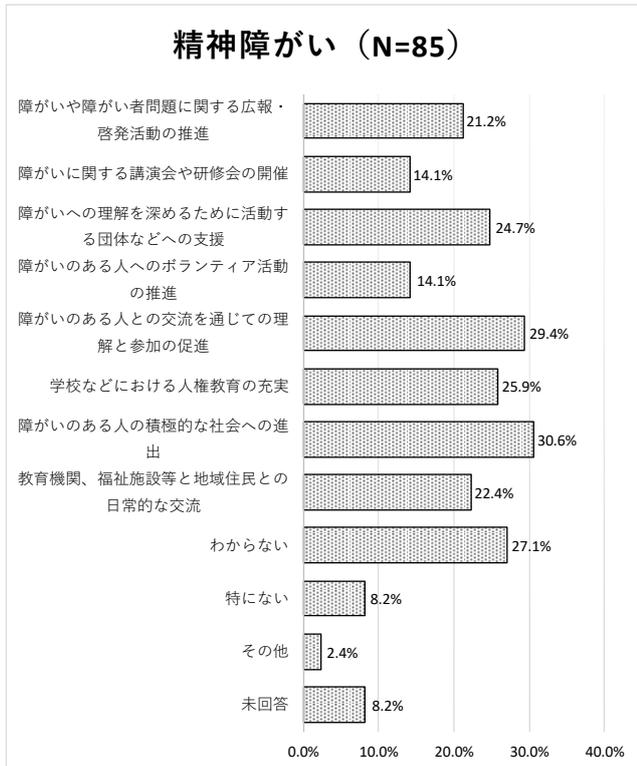
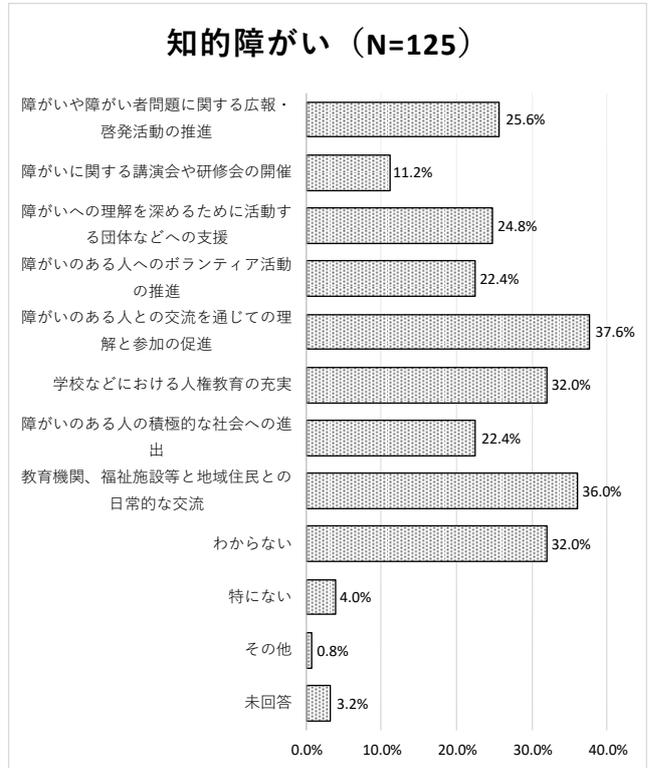
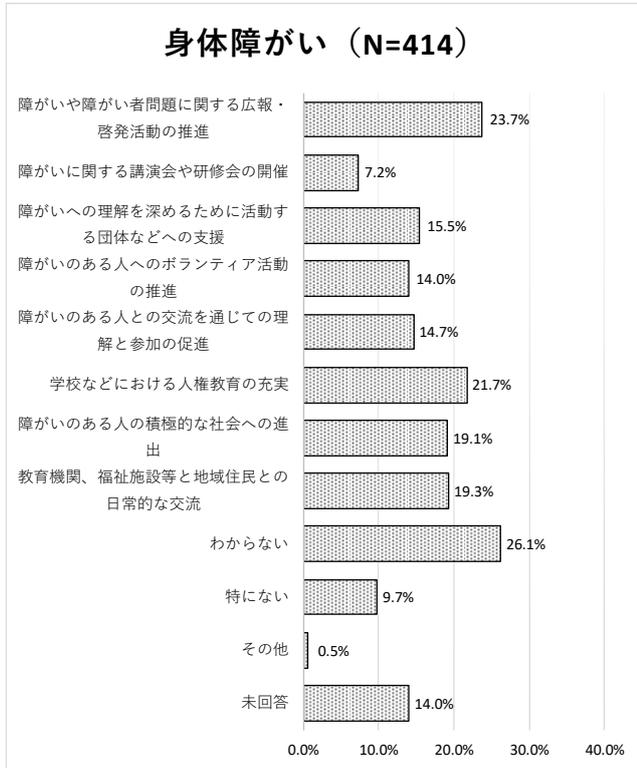
⑮ 益子町の暮らしやすさ

益子町が障がい者にとって暮らしやすいかについては、「暮らしやすいと思う」と「どちらかという暮らしやすいと思う」を合わせた肯定的な評価の割合は、身体障がい者で37.4%、知的障がい者で40.0%、精神障がい者で38.8%、難病患者で28.4%となっており、「どちらかという暮らしにくいと思う」と「暮らしにくいと思う」を合わせた否定的な評価は、身体障がい者で10.7%、知的障がい者で12.0%、精神障がい者で21.2%、難病患者で12.7%となっています。



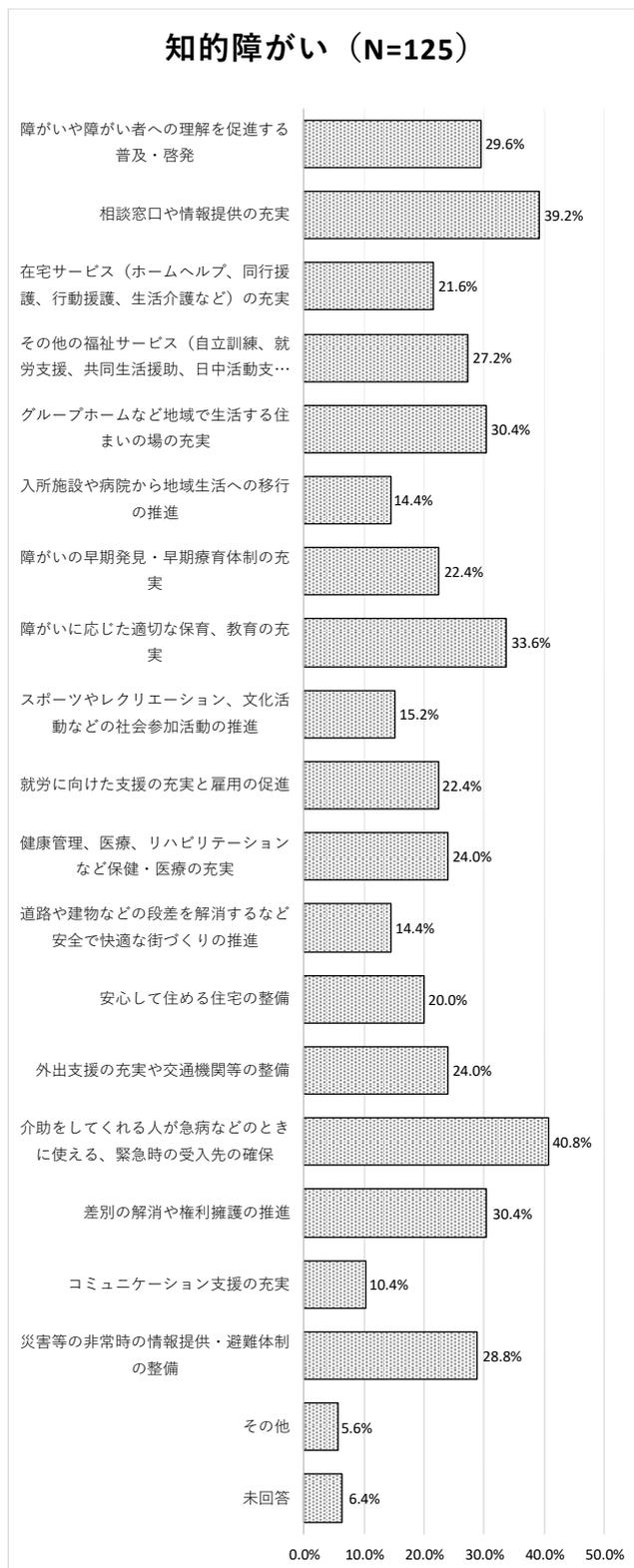
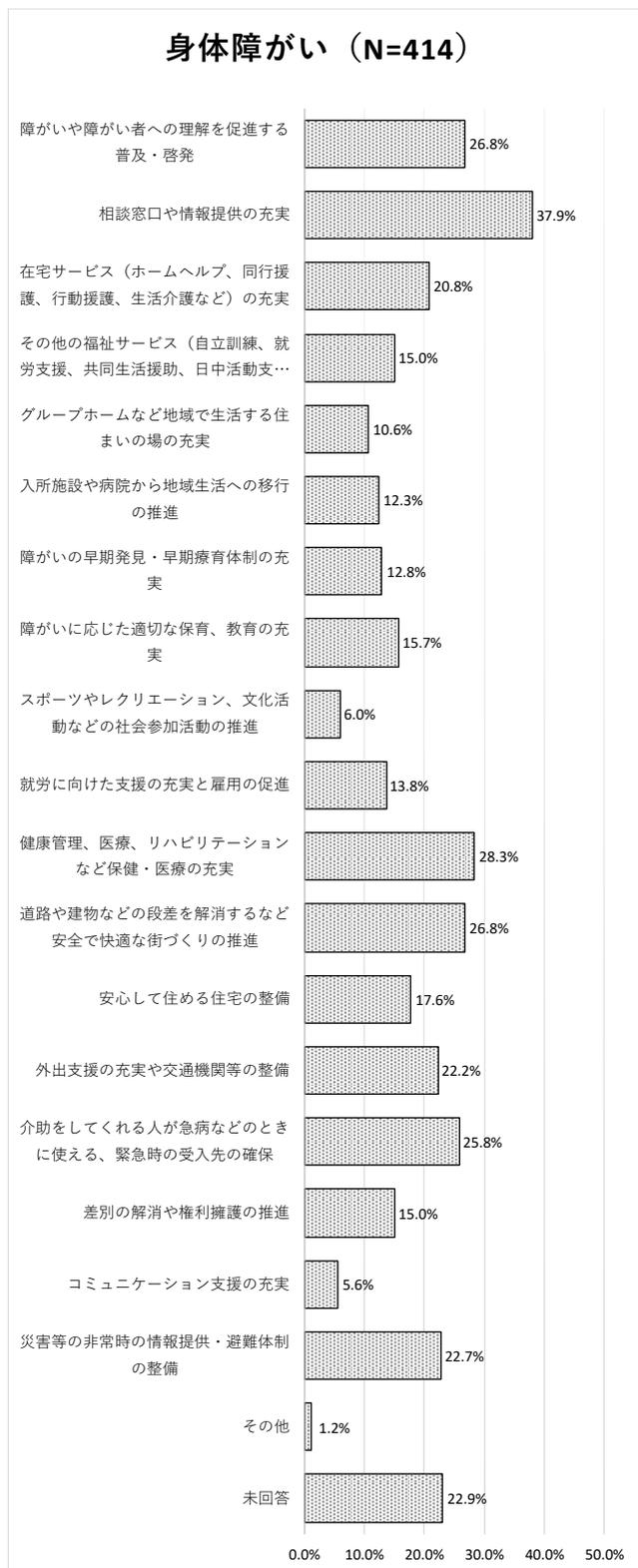
⑯ 障がいのある人への市民の理解を深めるために必要なこと

障がいのある人への市民の理解を深めるために必要なことについては、「障がいや障がい者問題に関する広報・啓発活動の推進」、「障がいのある人との交流を通じての理解と参加の促進」の割合が高くなっています。

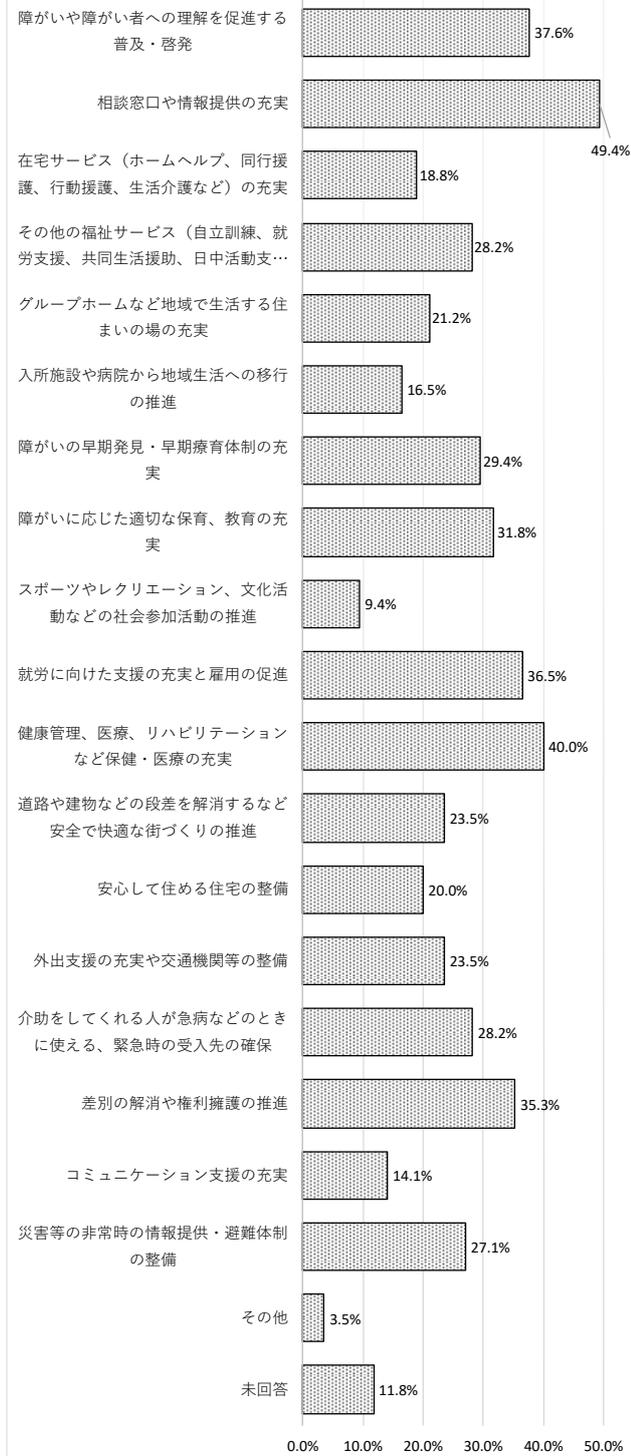


⑰ 今後、重要だと思う福祉施策

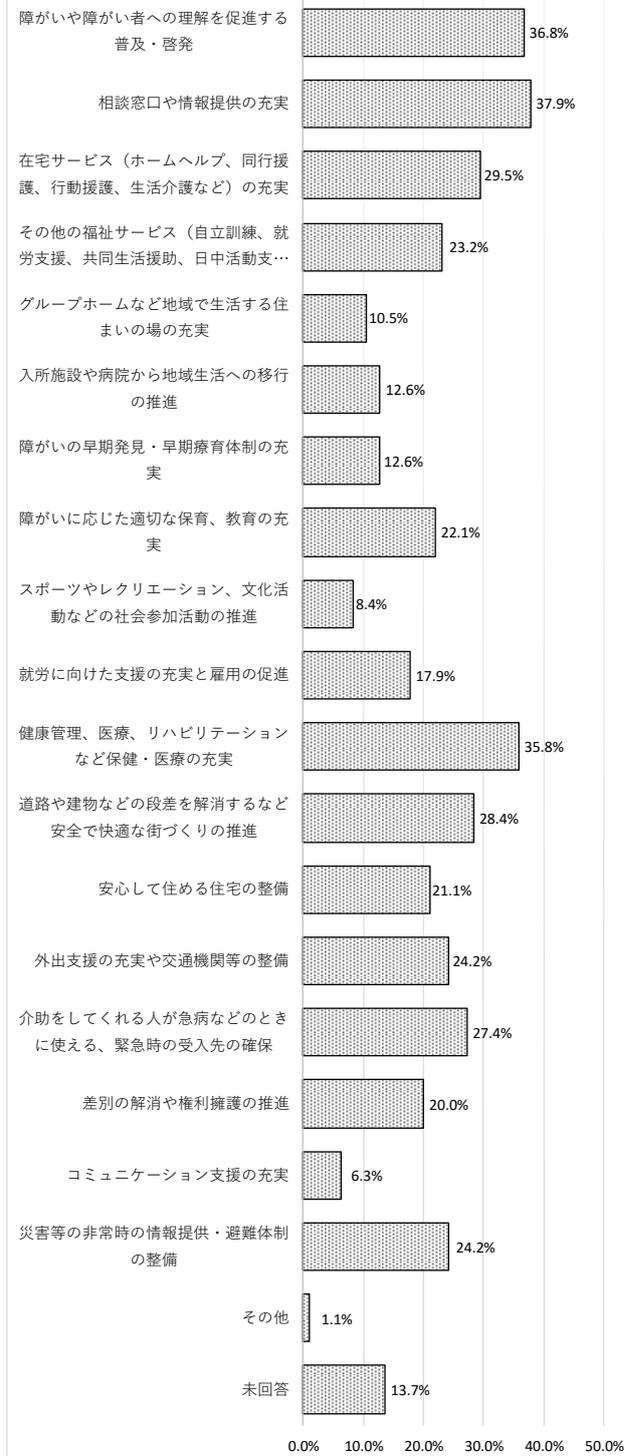
今後、重要だと思う福祉施策については、「障がいや障がい者への理解を促進する普及・啓発」、「相談窓口や情報提供の充実」、「健康管理、医療、リハビリテーションなど保健・医療の充実」の割合が高くなっています。また、知的障がい者では「緊急受入先の確保」の割合が高くなっています。



### 精神障がい (N=85)

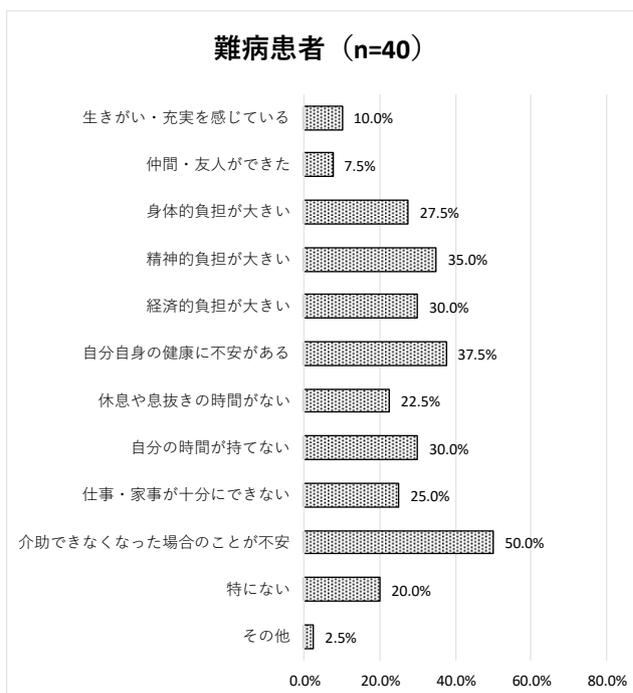
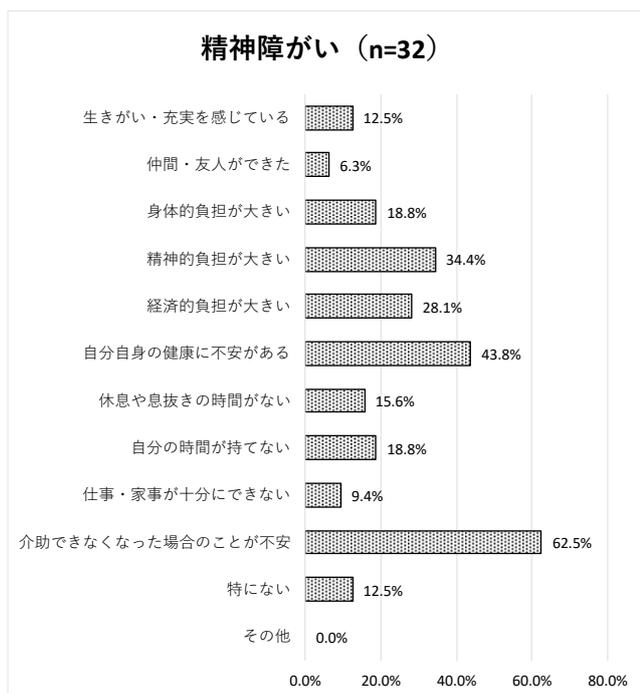
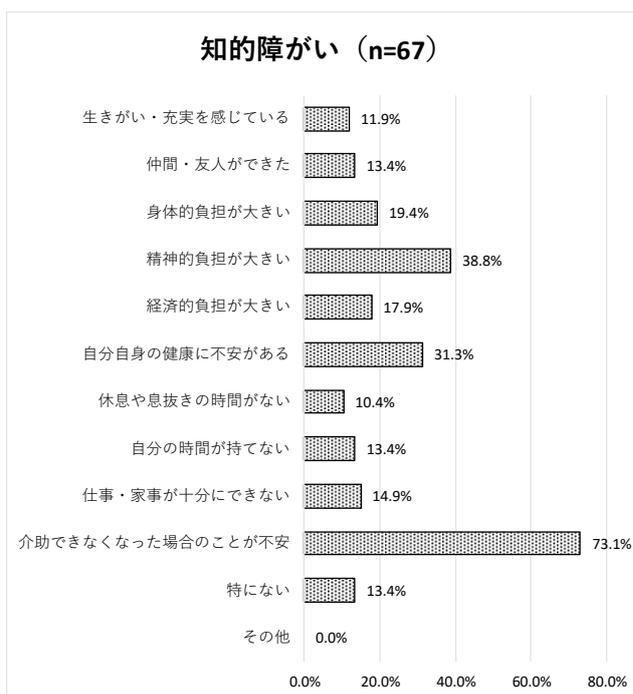
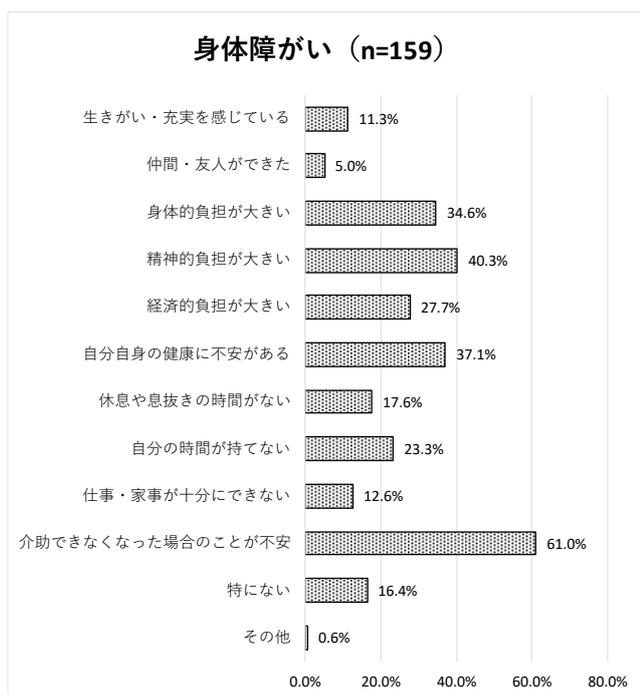


### 難病患者 (N=95)



⑩ 家族や介助者が介助することについて感じていること

家族や介助者が介助することについて感じていることでは、「自分が介助できなくなった場合のことが不安」、「精神的負担が大きい」の割合が高くなっています。また、介助者の高齢化から「自分自身の健康に不安がある」の割合も前回調査と比較して大幅に高くなっています。障がい者を支援するとともに、介助者への支援にも目を向けていく必要があります。



## 第3章 計画の基本理念・基本目標

### 1. 基本理念

本計画の基本理念は、前回の考え方を継承するとともに、国の「障害者基本計画」「基本指針」、栃木県の「とちぎ障害者プラン 21（2024～2026）」「栃木県障害福祉計画」を踏まえて、次のように定めます。

#### 基本理念

#### 「人と人が支え合い共に活躍できるまちづくり」

障がいのある人もない人も家庭や地域で共に支え合い  
町民一人ひとりの人権を共に尊重し  
地域の中で自分らしく暮らすことができる社会

障がい者がライフステージのすべての段階において  
生きがいや役割をもって社会参加でき、喜びや楽しさを感じる社会

### 2. 基本目標

本計画の基本理念である「人と人が支え合い共に活躍できるまちづくり」の実現にむけて、次の3つの基本目標を掲げます。

基本目標を実現するために、計画の進捗状況や社会情勢等を踏まえながら、実施事業の方向性や必要性を適宜見直し、町民サービス及び町民満足度の向上に努めます。

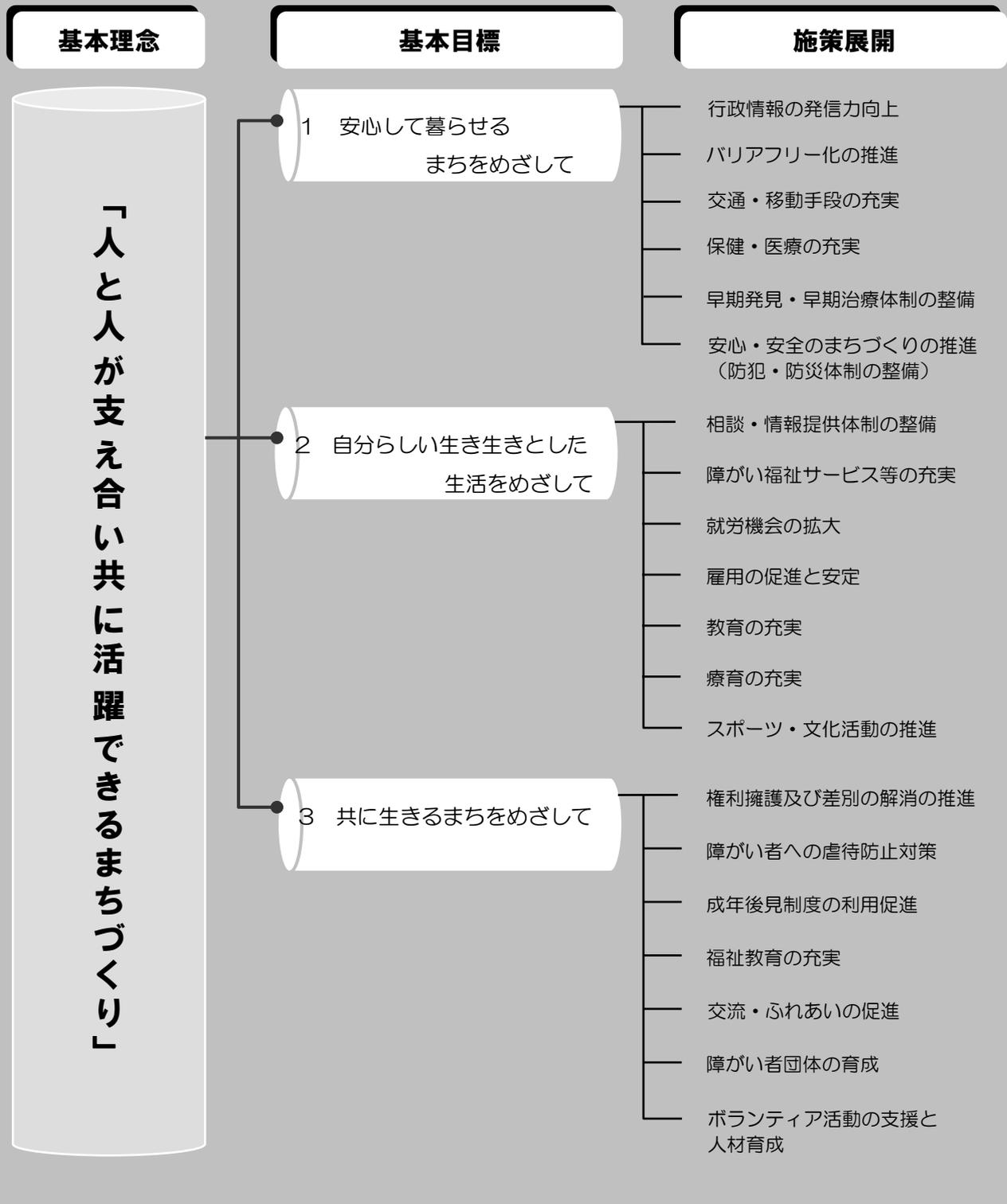
#### 【基本目標】

- 1 安心して暮らせるまちをめざして
- 2 自分らしい生き生きとした生活をめざして
- 3 共に生きるまちをめざして

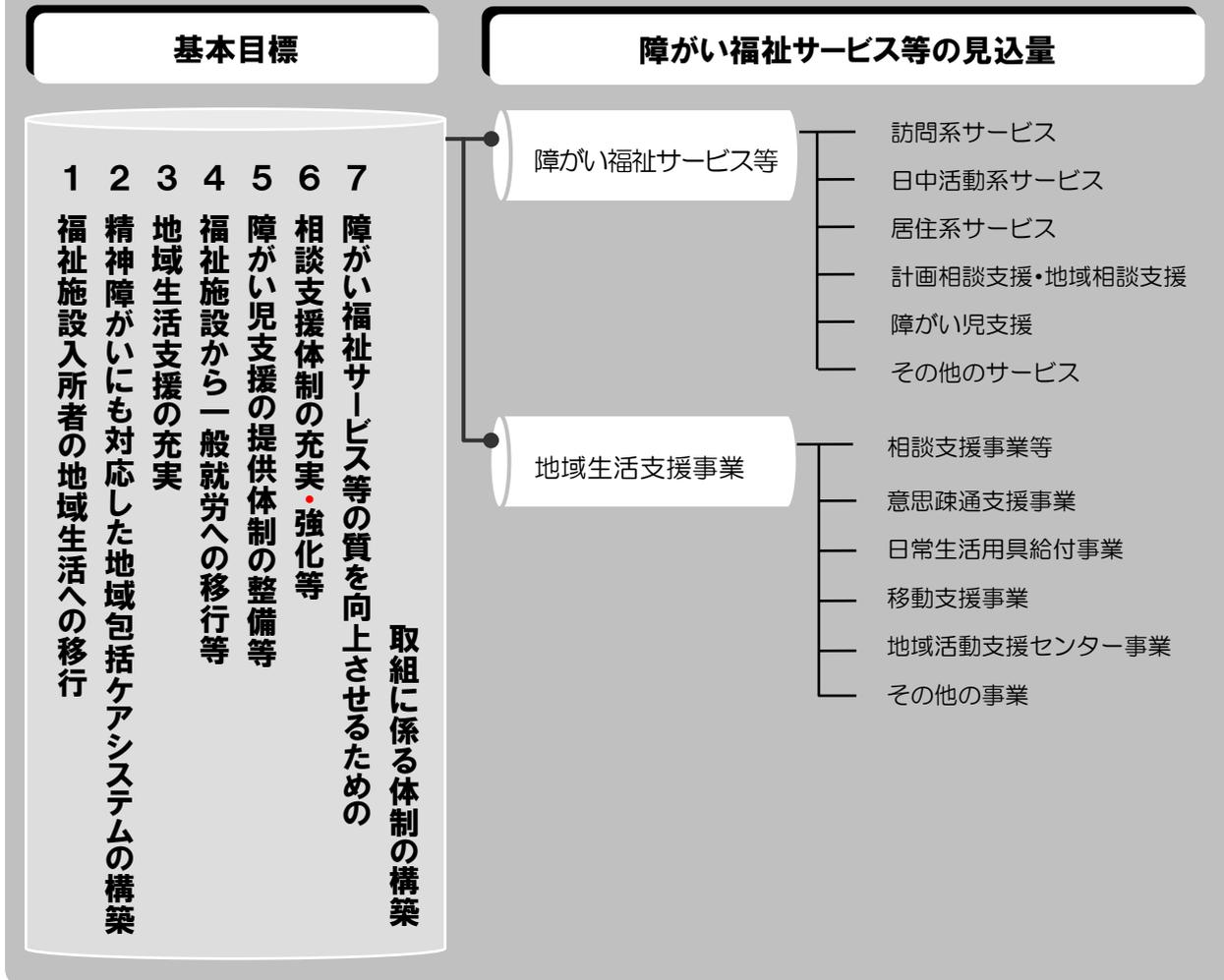
### 3. 施策の体系

障がい者福祉計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画の位置づけ

#### 益子町障がい者福祉計画(障害者基本法による)



益子町障がい福祉計画・益子町障がい児福祉計画  
【障害者総合支援法等によるサービス】



■障がい者福祉計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障がい者福祉計画は、障害者基本法に基づく障がい者福祉施策全般にわたる総合計画です。  
障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、計画の中の障がい福祉サービス等に関する実施計画的な位置づけとなっています。なお、本町の障がい児福祉計画は児童福祉法の規定に基づき、障がい福祉計画と一体のものとして策定します。

## **第2部 障がい者福祉計画**

**(令和3年4月～令和9年3月)**



## 第2部 障がい者福祉計画

### 第1章 安心して暮らせるまちをめざして

#### 1. 行政情報の発信力向上

障がいのある人が安心して地域で生活し続けることができるよう、受けられる福祉サービスの情報や災害時の避難情報等、行政が発信する情報を分かり易く伝えられるよう、障がいの程度に配慮しつつ、窓口で配布する障がい種別パンフレットの作成や町のHP（ホームページ）の再構成等、必要とする情報に障がい者自身がアクセスし易くするような配慮が求められています。

##### アンケート調査結果より

「こんなにも多くの福祉サービスがあることを知らなかったので、利用したことがない」、「窓口で聞いたことしか教えてくれない」と回答している人がいます。また、災害時に困ることとして、「周囲とコミュニケーションが取れない」、「情報を入手できない」と回答した人がいます。

##### 課題と今後

これまで、庁舎や相談支援センター等で対面、又は電話による相談を中心に制度の説明や案内を行ってきましたが、困りごとや要望を伝えにくかったり、発信できなかったりする人がいることから、福祉サービスの利用に繋がらないケースもあることが分かってきました。また、若い世代を中心に、スマートフォン等の情報端末を利用して福祉サービスについて調べ、他市町の情報を基に相談を受けるケースも増えてきました。

今後、福祉サービスに関するパンフレットを作成して窓口での相談受付時に活用すると共に、町HPに同様の内容を掲載して発信力の向上に努めます。また、災害時の情報提供体制については、警戒レベル毎の行動計画を作成し周知、広報すると共に、災害時の町HPに障がい者向けの災害情報ページを作成するように努めます。また、防災部門と協力し、障がいの有無を問わず地域全体でお互いを気遣い、助け合う環境を醸成します。

具体的施策
◇障がい者福祉サービス等のパンフレット作成 障がい者が障がい種別に受けられる福祉サービスをパンフレットにまとめます。
◇障がい者福祉サービス等の町HP（ホームページ）への掲載 障がい者や障がい種別に受けられる福祉サービスをHPに掲載します。
◇災害時の情報提供体制の整備 災害警戒レベル毎の行動指針をまとめ、在宅の障がい者に周知、広報します。 町HPから障がい者向け災害情報を得られるよう災害用HPトップページから遷移できるようにします。

## 2. バリアフリー化の推進

障がいのある人や高齢者をはじめとする全ての人々が、生きがいや役割を持って地域社会で生活するためには、公共施設や公共交通・移動手段のバリアフリー化を進め、安心感をもって、あらゆる分野の活動に参加できる安全で快適なまちづくりが求められています。

### アンケート調査結果より

外出時に困ることや不便に思うこととして、「建物・駅などの階段」、「道路の段差」、「トイレ」等、建築物の設備に不安を持っている人が多く、特に身体障がい者や難病患者で割合が高くなっています。

### 課題と今後

これまで、平成11年に栃木県において制定された「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」の整備基準の下、町内を自由に移動し、活動できるように、本町の公共・公益施設をユニバーサルデザインの視点に立ち、まちのバリアフリー化を進めてきました。

しかし、未だ外出時に困ることや不安に思うことの上位に建築物の設備に対する不安が位置しているという現状は、障がい者や高齢者の社会参加を妨げる要因となっている可能性があることから、真摯に反省しなければなりません。

今後も継続して、公共・公益施設のバリアフリー化を積極的に推進するとともに、店舗等の民間施設のバリアフリー化の整備を働きかけていきます。

### 具体的施策

#### ◇バリアフリー化の推進

障がい者や高齢者等が利用しやすい公共施設の改善・整備に努めます。また、店舗等の民間施設のバリアフリー化を積極的に働きかけていきます。

#### ◇住宅改修に対する支援

障がい者が住み慣れた住居で、快適に継続して生活が送れるように、住宅改修等の助成制度の周知等を図り、必要な改修を促します。

### 3. 交通・移動手段の充実

障がいのある人が活動範囲を拡大し社会参加をするためには、交通・移動手段の整備を進め、安心感を持って外出できることが求められています。

アンケート調査結果より
外出時に困ることや不便に思うこととして、「公共交通機関が少ない（ない）」と回答している人がいます。

課題と今後
<p>本町では、平成3年度から重度心身障がい者（※欄外参照）を対象としてタクシーの初乗り料金を助成する福祉タクシー事業を実施してきました。また、バス・鉄道等の公共交通がない交通空白地域及び交通弱者の生活交通手段の確保等を目的に、平成24年10月からデマンドタクシー（乗り合いタクシー）の運行を開始しました。</p> <p>今後も継続して、障がいのある人が安心して外出することができるよう交通・移動手段の確保に努めます。</p>

※ 身体障がい1、2級、精神障がい1級、又は療育手帳A1、A2を所持する者、若しくは身体障がい3、4級を所持する者であって、療育手帳B1、B2を併せて持つ者

具体的施策
<p>◇福祉タクシー券の利用促進</p> <p>障がいのある人の社会参加の促進を図るため、福祉タクシー券の利用促進に努めると共に、利用券の交付枚数や対象者の範囲拡大について検討を進めます。</p>
<p>◇デマンドタクシーの周知</p> <p>障がいのある人の外出手段のひとつであるデマンドタクシーの周知を「広報ましこ」やホームページ等で行い、利用者の拡大に努めます。</p>

## 4. 保健・医療の充実

障がい種別の多様化により、専門的な医療機関やスタッフの確保が重要であるとともに、それぞれの障がいのある人の特性に合った医療をいつでも、どこでも、受けられる環境の整備が求められています。

### アンケート調査結果より

健康管理や医療について困ったことは、「専門的な医療機関が少ない」、「医療費の負担が大きい」と回答している人がいます。

### 課題と今後

これまで、障がいのある人の多様な医療ニーズに応えられるよう、行政機関と医療機関・福祉施設が連携を図り、保健・健康・医療・リハビリテーション等の相談体制、医療費の負担軽減に努めてきました。

今後も、障がい特性等に配慮した医師・保健師・看護師等による相談体制を充実させると共に、障がいのある人や障がい者世帯の負担軽減を図るため、医療費公費負担制度の普及、充実に努めます。

### 具体的施策

#### ◇公費負担制度の普及、活用促進

医療機関等と連携しながら自立支援医療等の公費負担制度の活用促進に努めます。

#### ◇保健・健康・医療・リハビリテーション等の相談体制の充実

保健・健康・医療・リハビリテーション等の情報提供や、障がいの特性等に配慮した相談体制の充実に努めます。

## 5. 早期発見・早期治療体制の整備

疾病や障がいを早期発見し、早期療育や各種保健、福祉施策へと適切に導くためには、きめ細かな相談指導や個々の状況にあった支援体制を整備することが求められています。

また、疾病を原因とする壮年期の障がいの発現率が高いことから、健康診査の受診率向上や健康相談を充実させることも必要です。

さらに、近年では精神疾患に関する相談件数が増加しているため、保健・医療・福祉の連携を一層強めていくことも重要な課題となっています。

### アンケート調査結果より

今後重要だと思ふ福祉施策として、特に知的障がい者や精神障がい者、難病患者で「障がいの早期発見・早期療育体制の充実」と回答している割合が高い傾向にあります。

### 課題と今後

これまで、保健センター等で健康診査や健康相談、健康教育等の各種施策を推進してきました。

母子保健では、乳幼児期の健康管理及び疾病、障がい等の早期発見、早期対応につなげることを目的に妊婦健康診査・乳児家庭全戸訪問事業・乳幼児健康診査・育児相談等を実施しています。特に健康診査時に精神・運動発達面で精査が必要とされる乳幼児については、発達相談や医療機関への受診をすすめ、より専門的な機関につなげることで障がいの早期発見に努めています。

成人保健では、運動不足や食生活の乱れ、休養不足等生活習慣の悪化により引き起こされる「生活習慣病」対策として、早期発見、早期治療を目的とした特定健康診査や各種がん検診等を実施しています。動脈硬化に起因する心疾患や脳血管疾患は壮年期以降の障がいの大きな原因となるため、生活改善の必要な方に対しては、特定保健指導をはじめ、各種健康教室や相談等において生活習慣病改善のための指導や健康づくりのための指導を行っています。近年増加しているこころの悩みをもった方（精神に障がいのある方を含め）に対しては、こころの健康相談や訪問指導等の充実に努めています。

今後も、疾病予防の第一歩である健康づくり対策を充実し、早期発見、早期療育体制の推進を継続すると共に、学習障がい（LD）や注意欠如多動性障がい（ADHD）、自閉症スペクトラム等の発達障がい等についても関係機関との連携を一層強め、地域におけるネットワークを構築し一貫したサービスが受けられる体制を整えます。

■乳幼児健診の受診率

(単位：%)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
4か月児健診	100	98.3	98.1	100	97.8	100
9か月児健診	96.0	99.2	102.1	100	100	100
1歳6か月児健診	95.7	96.6	98.3	99.2	100	100
2歳児歯科検診	96.1	98.1	107.0	86.6	93.1	97.4
3歳児健診	97.8	100	97.5	97.5	98.3	100

資料：益子町調べ

具体的施策
<p>◇早期発見・早期対応</p> <p>乳幼児健康診査や歯科検診、発達障がい児早期発見事業等の母子支援事業において、乳幼児の疾病や障がい等の早期発見に努めると共に、発達相談や医療機関の受診勧奨を通して早期対応に努めます。</p>
<p>◇相談・教室等の保健指導の充実</p> <p>保健師や心理士による発達相談や未就園児を対象にした少人数のサークル、発達指導員による個別の支援教室等により、保護者と子の健やかな成長・発達を支援します。</p>
<p>◇早期療育体制の整備</p> <p>相談事業や個別支援教室を通して発達支援を図り、専門医療機関や療育機関等と連携し、体制整備に努めます。</p>
<p>◇発達障がい等を持つ乳幼児や児童の保護者への支援</p> <p>子育てに困難さを感じる保護者に対して、ペアレント・プログラムへの参加を勧奨することで、同じ悩みを持つ保護者同士のつながりを形成すると共に、ペアレント・メンター（※欄外参照）の育成と地域での活躍を支援します。</p>

※ 発達障がいのある子どもを育てる先輩保護者で、他の保護者の相談役となる方のこと

## 6. 安全・安心のまちづくりの推進(防犯・防災体制の整備)

障がいのある人が安心して地域生活を送るためには、犯罪や事故による被害を防ぐ防犯対策、火災や地震等の災害による被害を防ぐ防災対策を積極的に推進すると共に、災害時に援護が必要な方を地域の人たちで支え合うしくみを組織することが求められています。

アンケート調査結果より
<p>災害時に困ることとして、「救助を求めることができない」、「安全なところまで、避難することができない」、「情報を入手することができない」、「周囲とコミュニケーションがとれない」との回答が多く、避難時の支援が求められています。特に知的障がい者や視覚、聴覚障がい者で割合が高くなっています。</p>

課題と今後
<p>これまで本町では、災害時やそのおそれがある場合に家族等の支援が困難、かつ、何らかの助けを必要とする障がい者や高齢者等の災害時要援護者が、地域の中で支援を受けられ、安心・安全に暮らすことができるように、災害時要援護者マップ兼ネットワーク台帳の整備を推進してきました。さらに、災害時要援護者に対する地域ぐるみの支援体制づくりのため、自治組織、福祉ボランティア団体等を中心に構成される支援組織と連携しています。</p> <p>今後も、災害時の対策として、緊急連絡システムを拡充させると共に、住民協力のもと、避難・救出・救護体制の整備充実を図ります。</p>

具体的施策
<p>◇災害時要支援者名簿の再整備 対象者の名簿登載の意向を再確認すると共に、支援者情報等を更新します。</p>
<p>◇防犯・防災等の安全確保対策の推進 災害発生時等に障がい者の安全を確保するため、近隣住民を含めた支援体制の整備に努めます。 【関連項目】第1章の1 「行政情報の発信力向上」</p>
<p>◇災害時の避難支援の体制整備 障がい者に配慮した避難所、避難経路の整備を推進します。</p>
<p>◇消費者被害対策の啓発・推進 悪質な訪問販売等の被害に遭わないよう、消費生活に関する情報を提供し、消費生活相談等の体制の充実を図ります。</p>

## 第2章 自分らしい生き生きとした生活をめざして

### 1. 相談・情報提供体制の整備

障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で安心した生活を送るためには、障がいのある人の置かれている状況や意思決定の支援に配慮しつつ、相談や情報提供等の体制を整え、必要とするサービスを利用できるよう支援が求められています。

アンケート調査結果より
町が提供する福祉サービスの中で、相談支援事業を利用している、今後利用したいと回答した人の割合が高くなっています。また、困りごとを相談できる場所がないと回答した人が3割を超えています。

課題と今後
<p>これまで本町では、町民相談として「心配ごと相談」や「健康・育児・栄養相談」を定期的で開催してきました。</p> <p>また、芳賀郡障害児者相談支援センターでは、障がい福祉の専門的な立場から相談対応や情報提供を行うとともに、身体・知的障がい者相談員による相談対応や、民生委員・児童委員・保健師等が障がい者や家族等に対して相談活動を行ってきました。</p> <p>さらに、県社会福祉協議会と連携し、聴覚障がい者の情報収集や意思疎通の支援として手話通訳者等の派遣を行ってきました。</p> <p>今後も、芳賀郡障害児者相談支援センター等と連携しながら、相談や情報提供の充実を図ります。</p>

■芳賀郡障害児者相談支援センターにおける、障がい別益子町在住者の相談者数  
(令和4年度)

(単位：人)

身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	高次機能障がい
10	8	31	5	0
難病	重症心身障がい	重複障がい	その他	計
0	0	0	5	59

資料：益子町調べ

具体的施策
◇障がい者福祉サービス等の広報 障がい者が、障がい種別に受けられる福祉サービスをわかりやすく広報するよう努めます。 【関連項目】第1章の1 行政情報の発信力向上
◇障がい者相談支援事業の充実及び周知 障がい者やその家族からの相談をはじめ、地域住民からの情報を通して相談者に適した相談先を案内し、利用者のニーズにあった保健・医療・福祉サービスの情報提供の充実を図ると共に、相談事業の周知に努めます。
◇障がい者ケアマネジメント体制の整備 障がい者一人ひとりのライフステージの課題を踏まえた、ケアマネジメント体制の強化を図ります。また、施設や病院に長期入院していた人が、地域生活へ移行するための支援や、地域移行した人の地域定着のための支援の充実を図ります。

## 2. 障がい福祉サービス等の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で生活し続けるためには、自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本として、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる環境整備が求められます。

障害者総合支援法では、社会モデルに基づく理念のもと、障がい福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業による支援が明記され、それらの支援を総合的に行うことと位置付けられています。また、障がい者の範囲の見直しにより難病患者が支援の対象に含まれることになったことから、より一層、障がい福祉サービス等の充実が求められています。

アンケート調査結果より
<p>今後、重要だと思ふ福祉施策として、身体障がい者では「介助してくれる人が急病などのときに使える緊急時の受け入れ先の確保」、知的障がい者では緊急時の受け入れ先の確保と共に「障がいに応じた適切な保育、教育の充実」や「グループホームなど地域で生活する住まいの場の充実」、精神障がい者や難病患者では「健康管理、医療、リハビリテーションなど保健・医療の充実」の回答が多く、障がい種別によって必要とする支援が異なる傾向があります。</p>

課題と今後
<p>これまで本町では、障がい福祉サービスの提供体制の充実や地域生活支援事業の充実に努めてきました。</p> <p>今後も、障がいのある一人ひとりのニーズに合った介護給付や訓練等給付、緊急一時支援等のサービスを提供し、障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を送れるよう障がい福祉サービスの充実に努めると共に、福祉サービス事業所の情報発信に協力することで従事人材の確保や定着を図り、安定的な福祉サービスの提供体制の維持を支援します。</p>

具体的施策
<p>◇障がい福祉サービス等の充実</p> <p>障害者総合支援法に基づいて実施される障がい福祉サービスや地域生活支援事業を適切かつ効率的に提供できるよう、各サービス間の連携と充実を図ります。</p>
<p>◇地域生活支援事業<sup>※</sup>の充実</p> <p>地域で生活する障がい者のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて柔軟に実施する地域生活支援事業の充実を図り、障がい者の自立した日常生活及び社会生活を支援します。</p>
<p>◇障がい福祉サービス等の安定的な提供体制の維持</p> <p>地域とサービス提供事業所との交流活動を推進すると共に、事業所の情報発信に協力することで、潜在的な担い手需要を喚起します。</p>

※地域生活支援事業のサービス内容は 88P～94P に掲載しています。

■障がい福祉サービスの利用状況

【通所状況】

(令和5年10月1日現在)

	施設所在地	通所者数	施設所在地	通所者数
生活介護	益子町	44人	真岡市	10人
	宇都宮市	4人	芳賀町	3人
	足利市	2人	壬生町	2人
	高根沢町	1人	下野市	2人
	栃木市	2人	那須烏山市	2人
	塩谷町	2人	矢板市	1人
	小山市	1人	さくら市	1人
	鹿沼市	1人	佐野市	1人
	那須塩原市	1人	茨城県	5人
	大田原市	1人		
合計				86人
	施設所在地	通所者数	施設所在地	通所者数
就労継続支援A型 就労継続支援B型	益子町	53人	真岡市	15人
	芳賀町	12人	宇都宮市	8人
	市貝町	6人	小山市	3人
	上三川町	4人	那須烏山市	1人
	高根沢町	1人	壬生町	1人
	那珂川町	1人	茨城県	5人
合計				110人

資料：益子町調べ

【通所状況（障がい児）】

(令和5年10月1日現在)

	施設所在地	通所者数	施設所在地	通所者数
施設	益子町	18人	宇都宮市	1人
	真岡市	24人	下野市	2人
合計				45人

資料：益子町調べ

【入所状況】

(令和5年10月1日現在)

	施設所在地	入所者数	施設所在地	入所者数
施設（身体）	益子町	7人	茨城県	1人
合計				8人
施設（知的）	益子町	10人	真岡市	3人
	足利市	2人	栃木市	1人
	佐野市	1人	鹿沼市	1人
	小山市	1人	矢板市	1人
	那須塩原市	1人	壬生町	1人
	那須烏山市	2人	塩谷町	1人
	下野市	2人	茨城県	1人
合計				28人
施設（精神）	さくら市	1人		
				1人

資料：益子町調べ

### 3. 就労機会の拡大

障がい種別や程度によって一般企業で働くことが難しい人に、様々な就労の場を確保することが求められています。

アンケート調査結果より
<p>仕事をしていないと回答した人が各障がいを通して過半数を超えていますが、就労を希望する人はそのうち1割程度にとどまっています。</p>

課題と今後
<p>これまで、一般企業への就労が困難な障がいのある人のために、就労の知識及び能力の向上や必要な訓練を行ってきましたが、就労移行の機会拡大が課題となっています。</p> <p>今後も継続して、就労の知識及び能力の向上を図ると共に、障害者相談事業所及び障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、就労機会拡大のための環境整備の推進を図ります。</p>

具体的施策
<p>◇地域活動支援センターの機能充実</p> <p>障がいのある人に対して、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流促進を図るとともに、これらの活動を通じて育んだ就労意欲を就労継続支援につなぐことが出来るよう、機能充実に努めます。</p>
<p>◇就労支援事業所の充実</p> <p>在宅の障がいのある人が地域の中で通所により作業訓練を行いながら社会適応能力や職業能力を向上させ、自立を促進するため、就労支援事業所の充実を図ります。</p>
<p>◇就労継続支援の実施</p> <p>一般企業での就労が困難な障がいのある人に、働く場を提供すると共に、利用者の特性に合わせた、知識及び能力の向上のために必要な就労支援を行います。</p>

■就労継続支援施設の利用状況

【施設名：アグリ益子（就労継続支援A型）】

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一日平均利用者数	21人	18人	17人	19人	21人
年間延利用人数	5,211人	4,455人	4,071人	4,448人	4,934人

資料：益子町調べ

【施設名：友愛作業所（就労継続支援B型）】

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一日平均利用者数	25人	26人	28人	29人	30人
年間延利用人数	6,613人	6,765人	6,828人	7,092人	7,296人

資料：益子町調べ

【施設名：ワークショップ菜の花（レスパ）（就労継続支援B型）】

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一日平均利用者数	26人	28人	28人	30人	29人
年間延利用人数	7,050人	7,654人	7,654人	8,051人	7,770人

資料：益子町調べ

【施設名：益子マインド（就労継続支援B型）】

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一日平均利用者数	14人	14人	15人	13人	12人
年間延利用人数	3,698人	3,729人	3,828人	3,367人	3,131人

資料：益子町調べ

【施設名：手仕事工房そら（就労継続支援B型）】

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一日平均利用者数	20人	19人	18人	11人	11人
年間延利用人数	6,062人	5,859人	5,691人	3,473人	3,441人

資料：益子町調べ

【施設名：ふるさと益子（就労継続支援B型）】

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一日平均利用者数	5人	6人	5人	4人	5人
年間延利用人数	1,521人	1,757人	1,706人	1,379人	1,734人

資料：益子町調べ

## 4. 雇用の促進と安定

障がいのある人の誰もが、その適性と能力に応じた雇用の場に就き、誇りをもって地域で自立した生活を送ることができるようにするためには、障がいの特性に応じたきめ細かな支援が求められています。

平成25年4月から、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」により法定雇用率が引き上げとなり、障がいのある人の働く場が拡充されることになりました。また同時に、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行され、国や地方公共団体等の公共機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進することになり、障がいのある人の経済面での自立を推進しています。

平成28年4月には、雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が規定された「改正障害者雇用促進法」が施行され、障がいのある人とない人の均等な機会及び待遇の確保等が求められています。

### ■全国、栃木県の民間企業の雇用状況（令和元年）

区分	雇用障がい者数	実雇用率
全国	560,608 人	2.11%
栃木県	4,539 人	2.07%

注：本社が県内にある民間企業のうち、常用労働者が45.5人以上規模の企業を対象

### アンケート調査結果より

就労支援として必要なこととして、「職場の障がい者への理解」、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」と回答している人がいます。精神障がい者や難病患者では、「勤務時間が日数や体調に合わせて変更できること」、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」と回答している人がいます。

### 課題と今後

これまで、障がい者の就労支援を行ってきましたが、安定して職場で勤務できるよう、障がい者と雇用者双方に対する支援の強化が課題となっています。

今後も、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行う「就労移行支援」や「就労継続支援」のサービスを積極的に活用していかねばなりません。圏域内のサービス提供事業所が少ない状況にあることから、障がい者が就労後定着するまでの相談支援を充実させるため、ハローワーク（公共職業安定所）や関係機関と連携し、就労支援体制の充実を図ります。

具体的施策
<p>◇就労の場の確保と拡大            国、県、ハローワーク（公共職業安定所）、栃木障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携し、障がい者の雇用の場の確保と拡大を図ります。</p>
<p>◇就労支援の推進            就労に必要な知識や能力向上のため、一定期間、必要な訓練を行う「就労支援」制度の周知をすることにより、新規事業所が参入しやすい環境づくりに努めます。</p>
<p>◇職業紹介の充実            障がい種別や程度に応じたきめ細やかな支援を行うため、ハローワーク（公共職業安定所）、栃木障害者就労支援センター等と連携し、相談や情報提供の充実を図ります。</p>
<p>◇就労後の就労定着相談体制の充実            就労後、雇用者と障がい者の相談等に対応し、就労後の定着化に努めます。</p>
<p>◇障がい者優先調達推進            庁内の役務や調達物品は、障がい者就労施設から優先して購入することを推進します。</p>

## 5. 教育の充実

本町の学校における特別支援学級の設置状況は、小学校・中学校ともに全校に設置されています。令和5年4月1日現在の特別支援学級の在籍生は、小学生が34人、中学生が30人、合計で64人となっています。

また、特別支援学校の在籍生は、小学生が6人、中学生が8人、高校生が12人、合計26人となっています。

障がいのある児童が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりの障がいの程度に応じ、きめ細かな教育が行われることが求められています。

### ■特別支援学級及び特別支援学校の在学状況

(単位：人)

学 年	特別支援学校	特別支援学級	合 計
高校3年	2		2
高校2年	6		6
高校1年	4		4
小計	12		12
中学3年	2	9	11
中学2年	2	10	12
中学1年	4	11	15
小計	8	30	38
小学6年	3	9	12
小学5年	0	11	11
小学4年	1	5	6
小学3年	2	3	5
小学2年	0	2	2
小学1年	0	4	4
小計	6	34	40
合計	26	64	90

資料：益子町調べ

アンケート調査結果より
<p>園や学校などに望むこととして「就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい」、「能力や障がいの状況にあった指導をしてほしい」と回答している人がいます。指導方法の充実のみならず、相談体制の充実が求められています。</p>

課題と今後
<p>これまで、一人ひとりの教育的ニーズに応じて支援を行ってききましたが、障がい種別も多様化していることから、障がい児本人のライフステージに合わせた相談支援体制の整備や指導方法等の工夫が重要な課題となっています。また、乳幼児期は福祉サービスにより障がい児とその家族を支援していますが、就学から卒業までの間は教育現場が支援の中心となり、その間の児や家庭環境の変化が相談支援事業所からは分かりにくい状況にあることも課題です。</p> <p>今後ますます多様化する教育的ニーズへの対応に加え、生活に関する相談に教育現場だけで対応することは困難であり、教育と福祉が連携する関係性を構築していくことが不可欠です。乳幼児期から学校卒業後にわたり関係機関が一体となり、保護者に対する相談支援や教育支援体制を整え、障がい児への一貫性を持った支援の強化を図ります。また、学校教育の場では障がいのある児童と、ない児童が共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」の体制充実に努めます。</p>

具体的施策
<p>◇早期からの教育支援及び進路指導體制の充実</p> <p>障がいのある児童それぞれのライフステージに合わせた教育支援を行います。また、進路選択を円滑にするため、障がいのある児童の適正な把握に努め、学校選択の支援による適正な就学の推進を図ります。</p>
<p>◇特別支援教育の推進</p> <p>一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な教育の推進を図ります。</p>
<p>◇障がい児保育等の充実</p> <p>障がい児を受入れる保育所や認定こども園等の職員の資質の向上を図るため、障がい児保育、教育の研修活動を支援します。</p> <p>また、特別支援教育へのスムーズな移行を図るため、保育所や認定こども園等との連携強化を図ります。</p>
<p>◇教育と福祉の連携の推進</p> <p>ケースワーク等を通して、教育と福祉それぞれの問題解決におけるアプローチ方法を理解し、連携を推進します。</p>

## 6. 療育の充実

乳幼児の障がいに対しては、早期発見、早期療育、指導訓練を行うことで、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていくことが重要視されています。

アンケート調査結果より
今後、重要だと思ふ福祉施策として、「障がいの早期発見・早期療育体制の充実」と回答している人がいます。

課題と今後
<p>これまで、障がいの疑いがある乳幼児の保護者に対して、早期療育を行うための支援方法の確認や関係機関同士での情報共有を行ってきました。情報共有を行うことにより、障がいの疑いがある乳幼児を早期に発見できるようになったことから、保育士・教諭等指導者の育成や人材確保、また早期療育に向けた保育所や認定こども園等と連携した取り組みが課題となっています。</p> <p>今後は、指導者の人材確保のため教育関係機関等と連携するとともに、障がいのある乳幼児に対して必要な指導訓練等を行い、障がい児支援の強化に努めます。また、相談支援事業において保護者への支援方法等の充実を図ります。</p>

具体的施策
<p>◇保育所や認定こども園、児童発達支援施設等の障がい児療育の推進 保育所等訪問支援制度等を活用し、保育所や認定こども園、児童発達支援施設等における障がいのある児童の受入れを行い、早期療育の推進を図ります。</p>
<p>◇相談体制の充実 障がいのある児童が、家庭や学校等の場で適正な療育が受けられる相談体制を充実します。</p>
<p>◇一貫した早期療育体制の整備 障がいを早期に発見し、障がいの軽減と発達・成長を最大限に導き出すため、障がいの疑いがある乳幼児に対し、保健・福祉・教育等関係機関が連携し、早期に療育指導を行う体制整備に努めます。</p>
<p>◇保護者への育児支援 子育てに関する情報や交流の場の提供を推進し、保護者への育児を支援します。また、地域の中で障がいのある児童の家族が孤立しないように努めます。</p>

## 7. スポーツ・文化活動の推進

生活を豊かで潤いのあるものにするためには、スポーツやレクリエーション、文化活動等、障がいのある人もない人も、共に楽しむことができる機会を提供していくことが求められています。

### アンケート調査結果より

今後、重要だと思ふ福祉施策として、「スポーツやレクリエーション、文化活動などの社会参加活動の推進」と回答している人がいます。

### 課題と今後

これまで町では、栃木県障がい者スポーツ大会への参加や益子町福祉まつりの開催等、障がい者を対象としたスポーツやレクリエーション、文化活動に取り組んできました。

今後も継続して、地域生活支援事業を活用し、障がいのある人がスポーツやレクリエーション、文化活動へ参加しやすい環境を整備するとともに、障がいのある人とない人との交流やふれあいを促進します。

### 具体的施策

#### ◇レクリエーションの充実及び活動の支援

障がい者へのレクリエーション事業の情報提供や活動の支援に努めます。

#### ◇障がい者も楽しめるスポーツ活動及び文化活動の支援

体力や年齢、あるいは興味や活動意欲等に応じ、日常的にスポーツや文化活動に親しめるよう、関係機関と連携して活動の支援に努めます。

## 第3章 共に生きるまちをめざして

### 1. 権利擁護及び差別の解消の推進

現在、国等の福祉施策に基づき、さまざまな福祉事業が提供されていますが、制度改正により、サービスの提供を受けるためには、本人が選択し、契約手続き等を行う必要があります。これらの手続き、あるいはさまざまな場面において必要な判断が困難な人の権利を守るため、家族や支援者等の養護者、あるいは適切な第三者による支援体制の整備が求められています。

また、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されたことにより、何が差別となるのかが定義され、障がいのある人とない人が、お互いに尊重して、暮らし、勉強し、働いたりできるように差別を解消して、だれもが安心して暮らせる豊かな社会の実現が求められています。

#### アンケート調査結果より

差別や嫌な思いを経験した場所として、「外出先」、「学校・仕事場」、「住んでいる地域」と回答している人がいます。身近な生活の場で経験することが多く、障がいに対する町民の理解促進がより一層求められています。また、自由記載欄に「行政職員の理解不足」を訴える回答があったことから、職員の権利擁護意識の向上も同様に求められています。

#### 課題と今後

これまで、障がい者への差別解消のため、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」の目的や内容の周知を図り、障がい者が必要とする社会的障壁の除去に必要な合理的配慮に努めてきました。

今後も継続して、あらゆる差別の解消に取り組めるよう、関係機関との連携体制の整備を図ると共に、障がいに対する地域住民や行政職員の理解を促進するための広報・研修活動に努めます。

具体的施策
<p>◇日常生活自立支援事業の周知と利用促進</p> <p>障がい者の権利を守るため、関係機関と連携強化し、日常生活自立支援事業の周知に努め、利用の促進を図ります。 【関連項目】第2章の2 障がい福祉サービス等の充実</p>
<p>◇障害者差別解消法の普及啓発と取り組みの推進</p> <p>障害者差別解消法の適切な運用を図り、障がいを理由とする差別解消に向けた啓発とその取り組みを推進します。</p>
<p>◇行政サービスにおける配慮</p> <p>行政職員等に対する障がい者に関する理解の促進に努めるとともに、障がい者が適切な配慮を受けることができるよう、相談窓口の一元化等、行政サービスにおける合理的な対応に努めます。</p>

## 2. 障がい者への虐待防止対策

平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。

虐待が起こる場所は、密室で閉鎖的な環境が多いため、発見することが難しいといわれています。虐待を受けた障がいのある人を守るため、関係機関や地域住民とのネットワークを構築し、早期に発見しやすい体制を整えるとともに、発生時には早急に適切な対応を取れる体制の整備が求められています。さらには、未然防止・再発防止等一層の環境整備が求められています。

アンケート調査結果より
今後、特に重要だと思う福祉施策として、「差別の解消や権利擁護の推進（障がいを理由とする差別の解消の推進、障がい者虐待の防止）」と回答している人がいます。

課題と今後
平成24年10月に「障がい者虐待防止センター」を設置し、地域における障がい者虐待の防止、虐待の発見、虐待を受けた障がいのある人の保護に努めてきました。また、夜間受付業務を相談支援事業所へ委託することにより、24時間体制での対応を可能としています。
今後も、障がいのある人があらゆる虐待の被害に遭うことがないように、障がい者虐待防止センターを基盤とし、早期に発見する体制を強化するとともに、被害に遭った障がいのある人の保護やその後のサポート、さらに、障がいのある人の養護者へのサポートを行います。

具体的施策
◇障がい者虐待防止のためのネットワーク強化の推進 障がい者の虐待に対して、関係機関と日頃からネットワーク体制や緊急時の連絡体制を整備し、具体的方策について協議し、地域における障がい者虐待防止ネットワークの強化を推進します。
◇障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援 「障がい者虐待防止センター」が基盤となり、芳賀地区自立支援協議会や関係機関と連携し、障がい者に対する虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の支援を行います。

### 3. 成年後見制度の利用促進

平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行、平成 29 年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、成年後見制度を活用して判断能力が不十分な方に対する権利を擁護するため、財産管理のみならず地域での日常生活を社会全体で支えることが求められています。地域連携ネットワークによる相談対応やチーム支援をはじめ、その根幹となる中核機関の整備に努めます。

#### アンケート調査結果より

成年後見制度について、「内容を知らない」と回答した人が 7 割弱もいる一方、困っているときに「相談できるところがない」と回答した人が 3 割を超えています。

#### 課題と今後

前掲したふたつのアンケート調査結果は相互に関連付けられた設問ではなく、相談できるところがないと回答した方が必ずしも制度を利用できる方とは限らないものの、成年後見制度の普及啓発は喫緊の課題であるといえます。

これまで判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見制度の普及啓発や利用促進に取り組んできましたが、介助者の高齢化に伴い成年後見制度のニーズの増加が想定されているにもかかわらず、申立て件数は低調に推移しており、成年後見制度の利用促進を通して障がい者を支援する体制整備が課題となっています。

今後は、障がい者の権利擁護を推進するため、地域連携ネットワークの中心となる中核機関の整備を図ることで支援体制を強化し、継続して成年後見制度の普及啓発と利用促進を図ります。

#### 具体的施策

##### ◇成年後見制度の周知と利用支援

成年後見制度の利用が必要な障がい者に対し、制度の周知及び利用促進に努めます。

##### ◇中核機関設置に向けた協議の推進

公的な相談窓口の設置に向けて関係機関と連携し、窓口が中心となって制度の周知を行うことにより潜在ニーズを喚起することで、市町村長申立てに至る前段階における本人の意思決定を尊重する体制をつくります。

## 4. 福祉教育の充実

同じ社会に生きる人間として、障がいのある児童と、ない児童がお互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくようになることが求められており、学校教育において、福祉教育を充実させることは、児童の豊かな人間性を育成する上で大きな意義があります。

アンケート調査結果より
障がい児アンケートでは、園や学校などに望むことは特にないと回答した人が多数を占めていますが、障がい者アンケートの自由記載欄に「小中学校時代に嫌な思いをした」と回答した人がいます。

課題と今後
<p>学校教育の場においては、学校教育全般において福祉教育を推進し、児童が自らも社会の一員であることを自覚し、よりよい社会づくりに参画する意欲が高まるように指導しています。思いやりや助け合いのこころを育成するために、ボランティア活動や社会貢献活動の充実を図り、地域の関係機関との連携や特別支援学校との交流及び共同学習を推進していますが、活動の意義を理解させる事前指導や、事後検証の充実が課題です。</p> <p>今後、学校教育の場において、福祉教育の充実、検証体制の整備を計画的に推進していきます。</p>

具体的施策
<p>◇福祉教育体制の整備と充実</p> <p>福祉教育の充実のためには、学校教育に携わる教職員の福祉に関する情報や理解が必要になってくるため、学校教育に携わる教職員に対して福祉に関する情報等を提供し、児童への事前、事後指導も含めた福祉教育の内容充実を図ります。</p>
<p>◇福祉教育の推進</p> <p>学校教育の場において、児童の発達段階に応じ、福祉についての理解を深める指導を行うとともに、障がいのある児童と、ない児童が互いに活動する場や学べる場をつくり、互いに認め合い、助け合い、支え合うこころを育むことで、豊かな人間性を育成します。</p> <p>【関連項目】第3章の1 権利擁護及び差別の解消の推進</p>
<p>◇福祉に関する啓発や福祉活動の推進</p> <p>福祉に対する理解を促進するため、福祉活動を推進します。</p>

## 5. 交流・ふれあいの促進

障がいのある人に対する理解を深めるには、実際に障がいのある人と交流することが最も効果的であると考えます。

### アンケート調査結果より

障がいのある人への町民の理解を深めることとして、「障がいのある人との交流を通じての理解と参加の促進」、「福祉施設、教育機関等と地域住民との日常的な交流」と回答している人がいます。

### 課題と今後

これまで、益子町社会福祉協議会を中心に、障がい者や児童とのふれあい活動や益子町福祉まつり等の事業を実施してきました。

今後も継続して、障がいのある人に対する理解を深め、障がいのある人とない人の交流がより活性化するように支援していきます。

### 具体的施策

#### ◇交流・ふれあいの場の拡大及び支援

障がいのある人とない人がふれあえる場を提供するとともに、障がいのある人の負担を軽減し、気軽に参加ができるように支援します。

#### ◇イベント等における交流支援

イベント等を開催する際には、障がいのある人とない人の交流が図れるよう支援します。

## 6. 障がい者団体の育成

障がいのある人同士が交流する場として、障がい者団体の存在は障がいのある人たちの心の支えとならなければなりません。また、障がいのある人とない人の相互交流を図るため、障がい者団体の活動を通してお互いの理解を深めることが求められています。

アンケート調査結果より
<p>今後、重要だと思ふ福祉施策として、「障がいのある人とない人との交流・ふれあいの促進」や「障がい者団体の育成・支援」と回答している人がいます。また、自由記載欄には「同じ病気を持つ人と交流したい」、「同じ障がいを持つ人たちの当事者団体はあるか」と回答している人がいます。</p>

課題と今後
<p>これまで、障がい者団体が中心となって、スポーツ大会への参加や研修旅行等を開催し、これらの活動を通して障害のある人同士の理解を深めてきました。しかし、外部への活動内容の発信が困難なこともあり、新規会員の増加に至らないのが課題となっています。</p> <p>今後も、障がい者団体の活動を通して会員の相互交流を図るとともに、地域住民が気軽に参加できるイベント等を開催し、障がいのある人とない人の交流の場を創出します。</p> <p>また、障がい種別や病気別に集まれる場所づくりへの要望が寄せられているため、こうした声に応えられる団体づくりへの支援が必要です。</p>

具体的施策
<p>◇障がい者団体との連携及び支援</p> <p>社会福祉協議会や福祉関係機関等との連携を図り、障がい者団体づくりに対する支援に努めます。</p>

### ■障がい者団体の活動状況

(単位：人)

団体名	主な活動内容	登録人数
益子町身体障がい者福祉会	スポーツ大会への参加、研修、親睦旅行	13
心身障がい児者父母の会	福祉まつりへの参加、研修旅行、スポーツ大会への参加	60

資料：益子町調べ

## 7. ボランティア活動の支援と人材育成

障がいのある人が地域で生活していくためには、保健・医療・福祉サービス等公的なサービスを充実させていくだけでなく、自助・共助・公助が連携し、バランスよく支え合うことが求められています。

地域生活において、ボランティア団体は、障がい者と地域住民とのつなぎ役として重要な役割を担っています。関係機関との連携を図り、町民への啓発、ボランティア活動のリーダーの育成等、ボランティア団体の活動支援が求められています。

### アンケート調査結果より

町民アンケートでは、日常生活を助けてくれたり、外出を手助けしてくれたりする方として、ボランティアの方を挙げる方はいませんでした。町内にはボランティア団体が複数あり、活動に対する関心が低いとは言えないことから、ボランティアを必要とする人とボランティアとを結びしくみを工夫することが求められています。

### 課題と今後

これまで、自主的にボランティア活動を行っている人たちの登録や、ボランティア活動に参加してみたい人たちへの啓発に努め、ボランティアの充実を図るとともに、ボランティア活動のリーダーとなる人材の育成を行ってきました。

今後も益子町社会福祉協議会を中心として、ボランティア団体と情報を共有し、連携した事業を展開するとともに、町民が福祉活動に参加するきっかけづくりや様々な地域課題に取り組む町民団体の育成・支援を行います。また、ボランティア団体と町民が輪となってボランティアを必要とする人へ支援が届けられる仕組みづくりを支援します。

### 具体的施策

#### ◇ボランティア活動の支援

ボランティア活動は、障がいのある人が地域で生活をしていく上で重要な役割を担うとともに、活動を通して障がいへの理解を深める役割も持っています。今後もボランティア活動の拠点づくりやボランティアを必要とする人とボランティアを繋ぐ活動を支援します。

#### ◇ボランティアの人材育成

ボランティア活動に対する学習機会の提供やボランティア養成講座等の充実を図り、福祉活動の人材育成に努めます。

#### ◇ボランティア活動への参加の促進

町民にボランティア活動を身近に感じてもらえるよう、益子町社会福祉協議会等の活動や地域住民が主体的に参加しやすい環境を整え、ボランティア活動への参加の促進を図ります。

■障がい者福祉関係ボランティア団体

(単位：人)

団体名	主な活動内容	登録人数
益子町婦人学級連絡協議会	福祉まつり	76
有里の会	福祉まつり	35
八千代舞踊会	チャリティ発表	12
益子町赤十字奉仕団	炊き出し、防災訓練、福祉まつり	34
益子町手話サークル「手話サークル ましこ」	手話活動	11
益子うぐいすの会	朗読ボランティア、福祉まつり	5
益子町配食ボランティア	見守り弁当、調理、配送	87
益子町大正琴の会	チャリティ発表	5
ましこ子育てサポート「すもも」	子育て支援ボランティア、福祉まつり	7
点訳サークル「でこぼこの会」	点訳ボランティア、福祉まつり	13
家庭教育オピニオンリーダー	子育て支援ボランティア	15
益子かたりべの会	地域の方に昔話・民話を聞いてもらう	13
同愛会・障害者支援施設光輝舎	災害支援活動等	40
益子町傾聴ボランティア「すみれ」	傾聴ボランティア	9
ましこボランティアユースネット 「たすく」	社協事業協力ボランティア	6

資料：益子町調べ（令和5年10月1日現在）

**第3部 障がい福祉計画  
障がい児福祉計画**

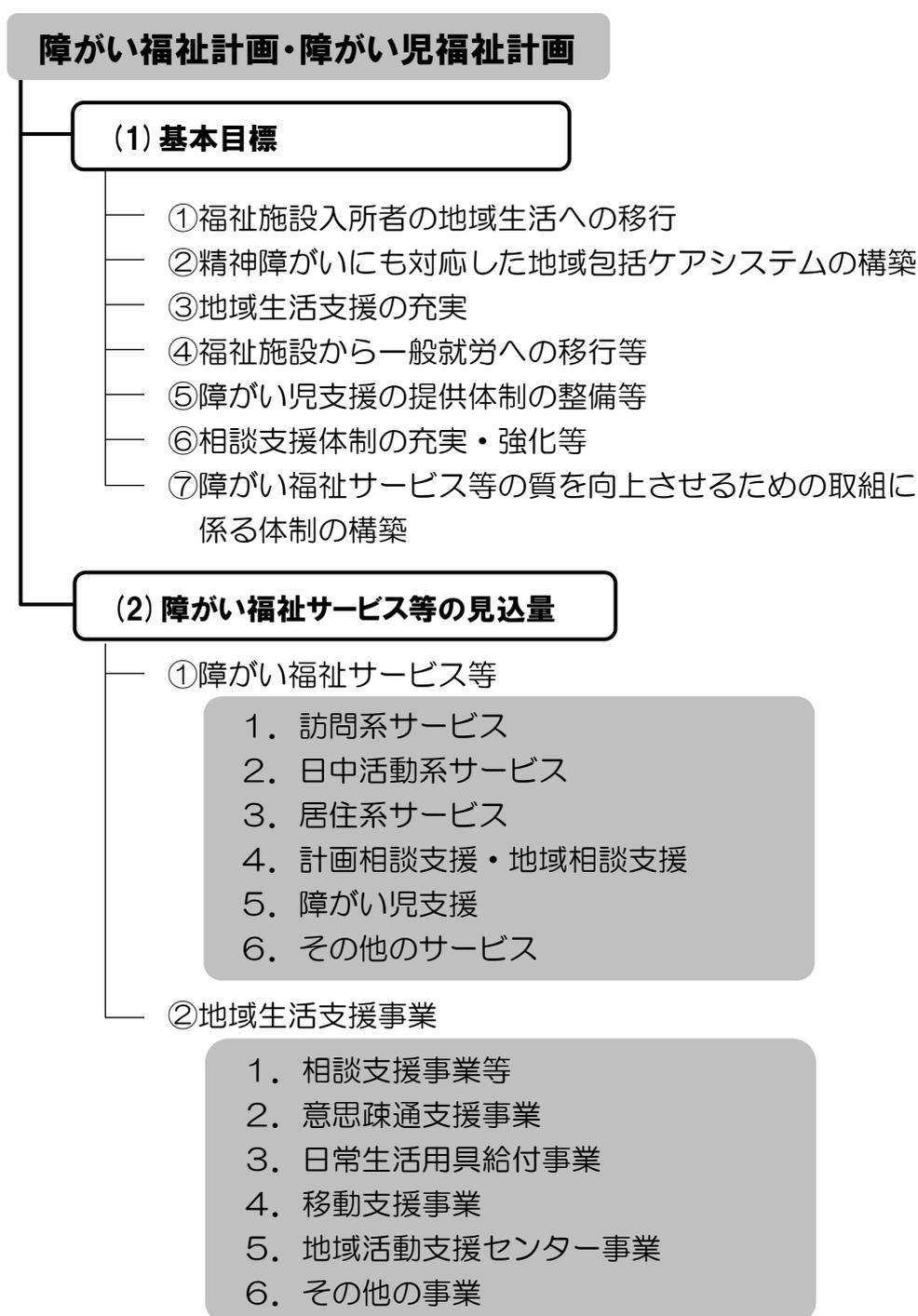
**(令和6年4月～令和9年3月)**



## 第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

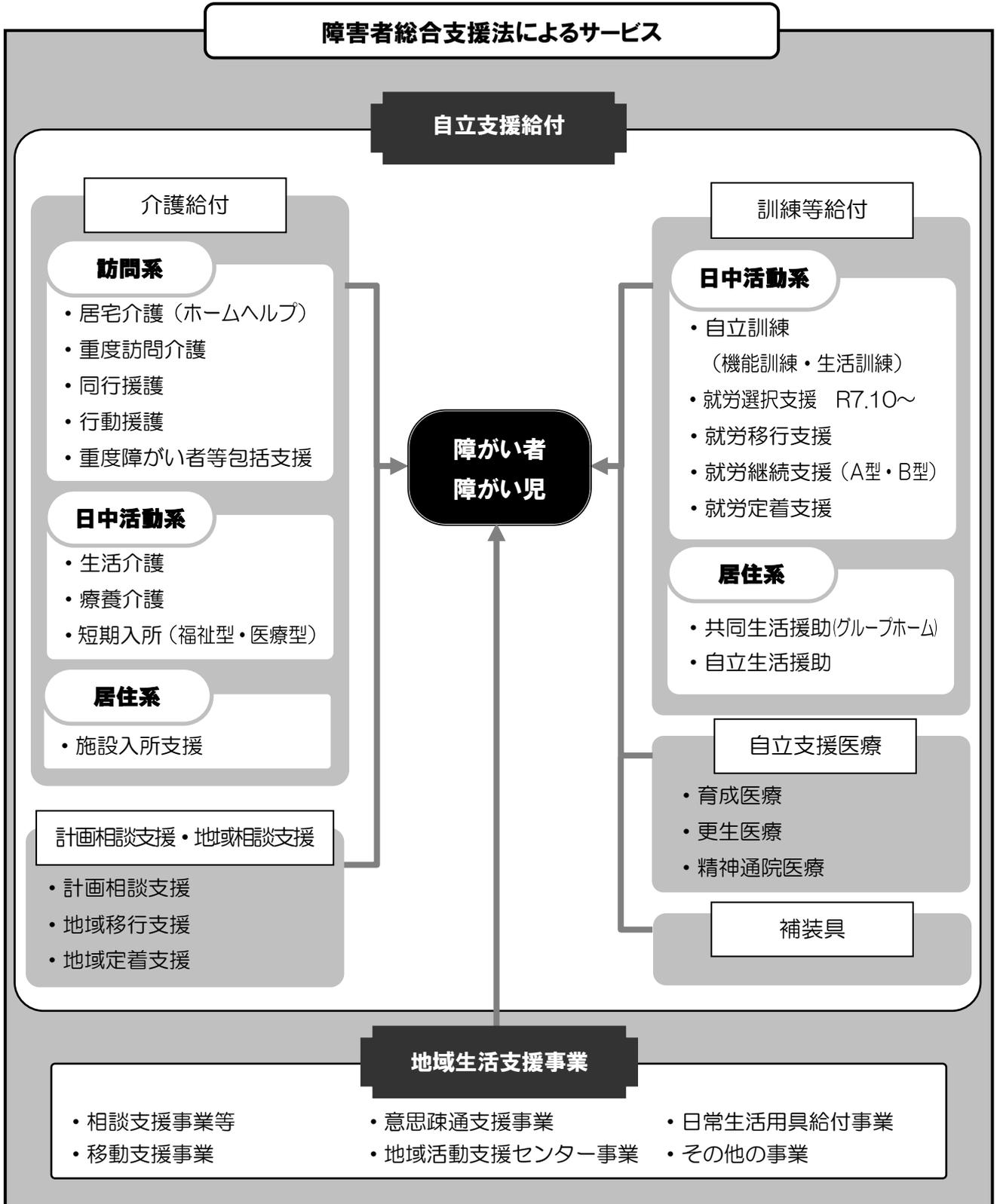
### 第1章 施策の体系

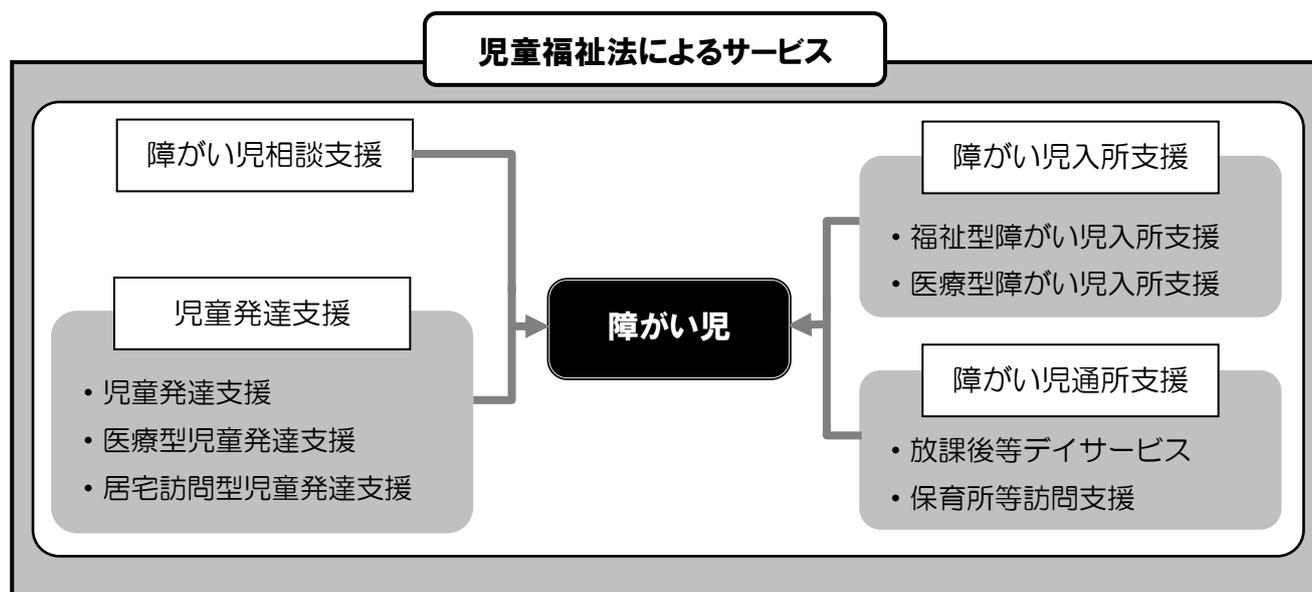
#### 1. 計画の体系



## 2. サービスの内容

障害者総合支援法による総合的な自立支援システムは、自立支援給付と地域生活支援事業から成り立っています。





## 第2章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本目標

### 1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行について、国の基本指針では、令和8年度末における地域生活へ移行する人の数値目標を設定することとしています。目標値の設定にあたっては、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本としています。

施設入所者の削減においては、令和4年度末の施設入所者数から、5%以上削減することを基本としています。

本町では、より実情に合わせた目標値とするため、県の目標値を基に設定します。地域生活への移行については、令和4年度末の施設入所者数の1.4%以上とし、施設入所者数においては、真に入所支援を必要とする障がい者を考慮し、現状維持を図ります。

目標値としては、令和4年度末現在の入所者36人のうち1人が、令和8年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。また、福祉施設の入所者数については、現状維持を目標とします。

区 分	数 値	備 考
令和4年度末時点の福祉施設入所者数	36人	益子町で支給決定を受け、障がい者施設に入所している人の数
【目標値】令和8年度末までに福祉施設入所から地域生活へ移行する人の数	1人 1.4%	
【目標値】令和8年度末時点での福祉施設入所者数	現状 維持	

## 2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すため、協議会やその専門部会等、保健、医療、福祉関係者による協議の場を各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備することを基本としています。

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるためには、病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取り組みが必要であると考えられています。

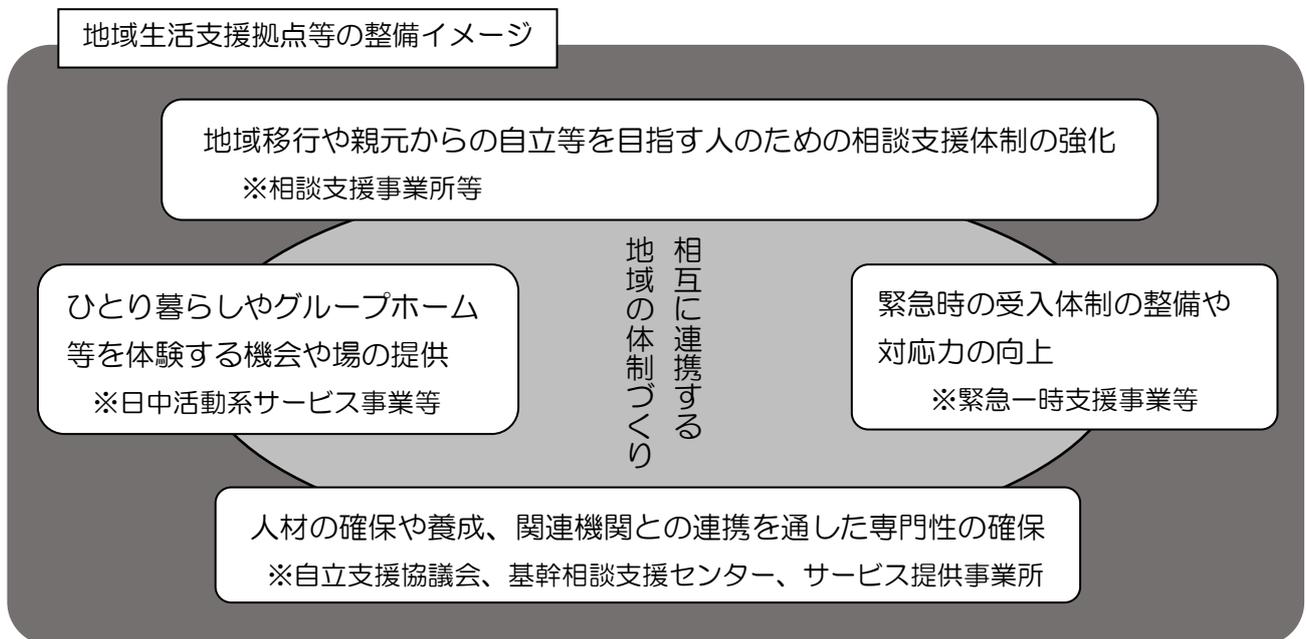
以上のことから、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、令和2年2月に芳賀地区自立支援協議会において協議の場を整備しました。第7期計画でも、この協議の場を通して、精神障がい者の地域移行、地域定着の促進や依存症対策のさらなる推進に努めます。

区 分	数 値	備 考
【目標値】協議の場の運用による情報共有等の回数	年1回以上	

### 3. 地域生活支援の充実

国の基本指針では、地域生活支援拠点等を令和8年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本としています。また、強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制を進めることとしています。

地域生活支援拠点等については、平成29年度に面的整備をしたところですが、今期計画では、障がいのある人の重度化・高齢化、そして「親亡き後」を見据え、地域における居住支援のための機能として、地域の実情に応じたサービス提供体制の充実を図っていきます。



※出典 厚生労働省

なお、課題に応じてどのような機能をどれだけ充実させていくかについては、利用者の障がい福祉サービス等のニーズ、既存の障がい福祉サービス等の整備状況等、地域における個別の状況に応じ、協議会等の場を用いて関係機関が連携し推進していきます。

区 分	数 値	備 考
【目標値】実施機関における制度の運用及び連携状況の検証及び検討	年1回以上	

#### 4. 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通して、令和8年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定することとしています。目標値の設定にあたっては、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とし、うち、就労移行支援事業からの移行者数を1.31倍以上、就労継続支援A型事業からの移行者数を1.29倍、就労継続支援B型事業からの移行者数を1.28倍とすることをとしています。そして、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本としています。

また、就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度末実績の1.41倍とすること、そして、利用事業所の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とすることとしています。

本町では、令和8年度中に2人が福祉施設から一般就労へ移行することを目標とします。また、令和8年度末の就労移行支援事業の利用者数については、2人の利用者数を目標とします。

区 分	数 値	備 考
令和3年度の年間一般就労移行者数	1人	令和3年度において福祉施設から就労移行支援事業等により一般就労した人
令和3年度の就労移行支援事業の利用者数	1人	上記のうち、就労移行支援事業
令和3年度の就労継続支援事業の利用者数	0人	上記のうち、就労継続支援事業
【目標値】令和8年度の年間一般就労移行者数	2人	令和8年度において福祉施設から就労移行支援事業等により一般就労する人

また、令和8年度末の就労移行支援事業の利用者数については、2人の利用者数を目標とします。

区 分	数 値	備 考
【目標値】令和8年度の就労移行支援事業の利用者数	2人	令和3年度の実績2人

## 5. 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、令和8年度末までに、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上整備すること、そして、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本としています。

また、障がい児の地域社会への参加等を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所施設が保育所等訪問支援事業等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本としています。このほか、令和8年度末までに、人工呼吸器を装着している児童や、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童、いわゆる医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、各市町村又は各圏域に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けると共に医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することも基本としています。

本町では、平成29年度に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場として「益子町医療的ケア児支援連絡会議」を設置し、情報の共有と支援体制の確認を行っています。

障がい児支援を行うに当たっては、本人のための最も良い方法で健やかな育成を支援することが必要です。今後、児童及びその家族に対し、早い段階から身近な地域で支援できるように福祉サービスの充実を図ります。また、児童の成長に合わせ、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

区 分	数 値	備 考
【目標値】令和8年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置	1箇所	
【目標値】令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人以上	

## 6. 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、令和8年度末までに、総合的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本としています。また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、個別事例の検討を通じた地域サービスの開発・改善を行うために必要な協議会の体制を強化することを基本としています。

本町では、芳賀郡4町と基幹相談支援センターを共同設置し、相談支援専門員の養成、質の向上のための研修を実施し、地域における相談支援体制の充実と強化を図ってきました。

しかし、近年は相談の内容が複雑化しており、障がいをもつ方への関与だけでは支援体制を構築できず、周辺環境（高齢者案件や虐待案件）にも配慮しなければならない複合的ケースも少なくありません。今期計画では、庁内の相談支援体制強化を図るため、総合相談窓口の整備を検討していきます。

区 分	数 値	備 考
【目標値】令和8年度末までに重層的支援体制（相談窓口の一元化）を整備	1箇所	
【目標値】相談支援事業者に対する訪問等による指導、助言や研修会の開催による人材育成を通じた連携強化の取組	年1回以上	基幹相談支援センターによる指導・人材育成・連携強化
【目標値】協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善のための個別事例検討回数	年1回以上	

## 7. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、令和8年度末までに市町村の障がい福祉サービス等の質を向上させるため、障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用や、障がい者自立支援審査支払等支援システムによる審査結果の共有を実施する体制を構築することを基本としています。

行政職員が国、県等が実施する初任者向け研修や権利擁護、虐待防止等の研修へ積極的に参加することにより障害者総合支援法の具体的内容の理解を促進します。また、システムの審査結果を事業所等と共有する機会を作ることによって留意すべき点を相互に把握し、請求事務負担の軽減を図ることで利用者と向き合う時間をつくり、障がい福祉サービス等の質の向上に努めます。

区 分	数 値	備 考
【目標値】障害福祉サービス等に係る市町村職員研修会への参加	年1回以上	
【目標値】令和8年度末までに事業所と審査業務に関する協議を開催	事業所別に年1回	

### 第3章 障がい福祉サービス等の利用実績と第7期における見込量

#### 1. 訪問系サービス

訪問系サービスは、障がいのある人が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むにあたっての重要なサービスとなります。

施設入所者の地域生活への移行や精神障がい者の地域生活への移行を進める上で、移行後の在宅生活を支える訪問系サービス提供は不可欠であり、さらに、介助者の高齢化等により利用が増えることが予想されるため、サービス提供体制の充実を図り、見込量の確保に努めます。

事業名	事業の内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが自宅を訪問して、自宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談、助言及びその他生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障がいにより、行動上著しく困難を有し、常時介護を必要とする人に、自宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言、その他の生活全般にわたる支援や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しく困難を有する人が外出をする際に同行し、移動に必要な情報の提供（代筆、代読含む）、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、その他外出の際に必要な援助を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しく困難を有し、常時介護を必要とする人が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障がい者等包括支援	常時介護を必要とする障がいのある人等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺、寝たきりの状態又は知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難がある人に居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練及び就労移行支援等を包括的に行います。

【第6期実績値、第7期見込量】

事業名	単位	第6期計画			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
居宅介護 (ホームヘルプ)	利用者数	27	24	24	25	26	27
	時間/月	181	157	150	175	182	189
重度訪問介護	利用者数	0	0	1	1	1	1
	時間/月	0	0	20	40	40	40
同行援護	利用者数	0	1	2	1	1	1
	時間/月	0	2	4	3	3	3
行動援護	利用者数	0	0	0	1	1	1
	時間/月	0	0	0	3	3	3
重度障がい者等包括支援	利用者数	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

## 2. 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護及び短期入所（福祉型・医療型）があり、日中にサービスを提供するものです。

令和7年10月から新たにサービスに加えられる就労選択支援は、就労を希望する障がい者等に就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。

障がいのある人の自立した生活を実現するにあたっては、生活に必要な訓練や就労支援を受ける必要性があることから、今後も、福祉施設資源の活用によりサービスの提供を図り、見込量の確保に努めます。

事業名	事業の内容
生活介護	障がい者支援施設において、常時介護を必要とする人に、主として昼間において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練(機能訓練)	身体障がいのある人又は難病を患っている人等に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	知的障がい又は精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。
就労選択支援	就労を希望する障がいのある人に対して、就労能力や適性を客観的に評価するとともに、本人の強みや課題を明らかにし、就労にあたって必要な支援や配慮を整理する就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

事業名	事業の内容
就労移行支援	<p>就労を希望する65歳未満の障がいのある人であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対して、生産活動や職場体験等の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓及び就職後の職場への定着のために必要な相談、その他必要な支援を行います。</p>
就労継続支援 A型	<p>一般企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。</p> <p>このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力を高めて、最終的には一般就労への移行を目指します。</p>
就労継続支援 B型	<p>一般企業等に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人、就労移行支援を利用したが就労等に至らなかった人、その他一般企業等に就労することが困難な障がいのある人に対し、生産活動等の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。</p> <p>このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力を高めて、就労継続支援（A型）や一般就労への移行を目指します。</p>
就労定着支援	<p>就労移行支援等の利用を経て、一般就労に移行した障がいのある人に対し、相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関との連絡調整を行い、課題解決に向けて必要な支援を行います。</p>
療養介護	<p>医療的ケアを必要とし、常時介護を必要とする障がいのある人に、主として昼間において、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の介護を行います。</p>
短期入所 (福祉型・医療型)	<p>自宅で介護を行っている人が病気その他の理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事の介護及びその他必要な介護を行います。</p> <p>このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。</p>

【第6期実績値、第7期見込量】

事業名	単位	第6期計画			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
生活介護 (重度障がい者含む)	利用者数	84	84	85	85	86	87
	日数/月	1,644	1,654	1,700	1,615	1,634	1,653
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	0	0	1	1	1	1
	日数/月	0	0	10	20	20	20
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	1	1	1	1	1	1
	日数/月	21	10	10	20	20	20
就労選択支援	利用者数					5	5
	日数/月						
就労移行支援	利用者数	2	3	3	3	3	3
	日数/月	34	53	60	60	60	60
就労継続支援A型	利用者数	21	28	29	30	31	32
	日数/月	399	528	540	570	589	608
就労継続支援B型	利用者数	71	74	80	80	80	80
	日数/月	1,318	1,364	1,500	1,500	1,500	1,500
就労定着支援	利用者数	0	1	1	2	2	2
	日数/月						
療養介護	利用者数	4	3	3	3	3	3
	日数/月						
短期入所(福祉型) (重度障がい者含む)	利用者数	6	7	7	7	7	7
	日数/月	85	70	40	50	50	50
短期入所(医療型) (重度障がい者含む)	利用者数	1	0	0	0	0	0
	日数/月	2	0	0	0	0	0

### 3. 居住系サービス

共同生活援助は、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、少人数の共同生活の下、日常生活の援助等を行い、安心して生活できる場を提供するものです。このサービスは、福祉施設に入所している人の地域生活への移行や、地域での生活の場としての需要が高まっていることから、既存資源の活用を図ると共に、関係機関と連携し福祉施設事業者に働きかけながらサービス提供事業所の増加を図ることが必要です。

一方、福祉施設入所者数については、国の地域生活移行の方針を踏まえ、削減を図らなければなりません。一人暮らしを希望する障害のある人への定期的な訪問や必要な助言等を行うサービスである自立生活援助を充実させることで、一人暮らしをしたくても出来ない方が地域での生活を選択できるような環境づくりに努めます。

事業名	事業の内容
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居に入居している障がいのある人に、主に夜間において、共同生活を営む住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	一人暮らしをすることを希望する障がいのある人が、理解力や生活力等が十分でないため、一人暮らしを選択できないとき、定期的な訪問を行い、助言や医療機関等の連絡調整を行います。

【第6期実績値、第7期見込量】

事業名	単位	第6期計画			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
施設入所支援	利用者数 人/月	35	36	37	37	36	36
共同生活援助 (グループホーム) (重度障がい者含む)	利用者数 人/月	41	44	50	50	50	50
自立生活援助	利用者数 人/月	0	0	0	1	1	1

#### 4. 計画相談支援・地域相談支援

計画相談支援・地域相談支援は、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、サービス等利用計画作成やモニタリング等、個々に応じたケアマネジメントを各関係機関と連携しながら支援するものです。

全ての対象者は、障がい福祉サービスの支給決定に先立ち、サービス等利用計画の作成を義務づけられているため、相談支援事業者との連携強化による質の向上や事業者の新規参入の働きかけ等、相談支援体制の整備に努めます。

また、地域相談支援としての地域移行支援・地域定着支援については利用者数が低調な状況にあります。関係機関と連携し、本制度を活用した地域生活への移行推進を図ります。

事業名		事業の内容
計画相談支援		障がいのある人やその保護者又は介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供と必要な便宜を供与するほか、障がい福祉サービスの利用申請時に「サービス等利用計画（案）」を作成し、支給決定後のサービス提供事業者等との連絡調整を行うとともに「サービス等利用計画」の作成を行います。また、サービス利用開始後一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
地域相談支援	地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援等、必要な支援を行います。
	地域定着支援	単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行います。

【第6期実績値、第7期見込量】

事業名	単位	第6期計画			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
計画相談支援	利用者数人/月	38	42	40	45	47	49
地域移行支援	利用者数人/月	1	1	1	1	2	3
地域定着支援	利用者数人/月	0	0	0	0	1	2

## 5. 障がい児支援

障がい児支援は、障がいのある児童が自立した生活を実現させるため、身近な地域でそれぞれの障がい特性に応じた専門的な支援をするものです。

平成24年4月の障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）及び児童福祉法の改正により、これまで、それぞれの枠組みの中で行われてきた障がい児への支援は、施設及び事業の一元化とともに障がい児の通所による支援の実施主体が市町村に移行される等、障がい児支援の強化が図られました。

児童福祉法の改正では、発達障がい児についても障がい児支援の対象に含まれることとなりました。また、学齢期における障がい児の放課後等対策の強化のため、障害者自立支援法での「児童デイサービス」と児童福祉法の「通所サービス」を改め「障がい児通所支援」が創設され、障がいのある児童に対する支援の強化を図ってきました。より一層、障がいのある児童に対する支援を強化していくため、支援体制の整備及び関係機関との連携が求められています。

障がいのある児童が自立した生活を実現させるため、保健・保育・教育・医療・就労支援等の関係機関と連携し、障がいの早期発見・早期療育を図るとともに、ライフステージに応じた一貫した支援体制の整備に努めます。

本町の障がい児支援については、社会資源が少ない状況の中、ニーズの増加が見込まれるため、サービス提供事業者の新規参入の促進を図りながら、見込量の確保に努めます。

また、放課後等デイサービスについては、日中一時支援事業からの円滑な移行を推進します。

### （1）障がい児相談支援

事業名	事業の内容
障がい児相談支援	障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）の利用申請時に「障害児支援利用計画（案）」を作成し、支給決定後はサービス提供事業者等との連絡調整を行うとともに「障害児支援利用計画」の作成を行います。また、サービス利用開始後一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

#### 【第6期実績値、第7期見込量】

事業名	単位	第6期計画			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
障がい児相談支援	利用者数人/月	7	7	8	8	8	8

(2) 障がい児発達支援

事業名	事業の内容
児童発達支援	未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
医療型児童発達支援	上記の児童発達支援サービスの提供時に、治療も併せて行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいや医療的ケアがあるため外出することが著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与等の支援を行います。

【第6期実績値、第7期見込量】

事業名	単位	第6期計画			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
児童発達支援	利用者数人/月	6	7	6	7	7	7
	利用日数/月	50	62	60	70	70	70
医療型児童発達支援	実施の有無	無	無	無	無	無	無
	利用日数/月	-	-	-	-	-	-
居宅訪問型児童発達支援	実施の有無	無	無	無	無	無	無
	利用日数/月	-	-	-	-	-	-

※ 医療型、居宅訪問型共に、令和8年度末までに利用可能な事業所が町内又は圏域内にできるよう、関係機関と調整を進めます。

(3) 障がい児通所支援

事業名	事業の内容
放課後等デイサービス	学校等に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所等のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

【第6期実績値、第7期見込量】

事業名	単位	第6期計画			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
放課後等デイサービス	利用者数 人/月	30	30	33	33	34	34
	利用日数/月	367	396	440	440	442	442
保育所等訪問支援	利用者数 人/月	0	0	0	1	1	1
	利用日数/月	0	0	0	2	2	2

## 6. その他のサービス

事業名	事業の内容
補装具費の支給	<p>補装具費（購入費・修理費）を支給します。自己負担については定率（原則として1割）負担です。ただし、所得に応じて負担上限額が設定されています。</p>
自立支援医療 (育成医療・更生医療)	<p>自立支援医療は、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、「育成医療」、「更生医療」、「精神通院医療」の3つに分けられています。このうち市町村が実施主体となるのは「育成医療」、「更生医療」であり、自己負担は原則1割ですが、低所得世帯の人のほか、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人に、一か月当たりの負担に上限額を設定する等、負担軽減策を講じています。</p> <p>「育成医療」は、身体に障がいを有する児童（18歳未満）が対象で、「更生医療」は、身体障がい者手帳の交付を受けた人（18歳以上）が対象となり、身体の障がい除去、又は軽減する手術や治療等により確実に効果が期待できる場合に支給認定されます。</p>
特定疾患治療研究事業	<p>原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、診断基準が一応は確立しているものの、重症で治りにくく、患者数が比較的少ない特定の疾患について、病気の原因究明や治療方法の開発等の研究を進めるとともに、治療費の一部を公費で負担することで、患者の負担軽減を図ることを目的としています。</p> <p>事業の対象者に決定した方には、「一般特定疾患医療受給者証」を発行し、その疾患の治療にかかる医療費の一部を公費で負担します。</p> <p>町では、特定疾患見舞金を支給しています。</p>
小児慢性特定疾患治療研究事業	<p>児童福祉法第21条の5の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたって療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、医療費の一部を公費で負担することで、病気の治療方法に関する研究を進め、医療の確立と普及を促進するとともに、患者とご家族の負担軽減を図ることを目的としています。</p> <p>事業の対象者に決定した方には、「小児慢性特定疾患医療受診券」を発行し、その疾患の治療にかかる医療費の一部を公費で負担します。</p> <p>町では、特定疾患見舞金を支給しています。</p>

## 第4章 地域生活支援事業の利用実績と第7期における見込量

### 1. 相談支援事業等

相談支援事業は、身近な地域の相談の場として、本人のニーズに寄り添い、地域生活への移行や安定した生活に向け、様々な情報提供をはじめ自己決定に必要な提案、助言、支援をするという、きわめて重要な役割が期待されています。

こうした相談支援事業を効果的に実施するために、地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす芳賀地区自立支援協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会）を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施や地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進します。また、既存の相談支援事業所の充実を図るとともに、複雑かつ多様化している相談業務に対応できるための体制整備及び人材育成に努めます。

事業名	事業の内容
障がい者相談支援事業	障がいのある人等からの相談に応じ、福祉に関する様々な問題や安定した地域生活のため、情報の提供や助言をはじめ、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者の権利擁護のために必要な援助等、総合的な相談支援を行います。
指定一般相談支援事業	障がい者支援施設や病院等に入所・入院している方が地域生活へ移行するための支援を行います。また、障がい者支援施設や病院等から退所・退院した方、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方に対して、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保や緊急時の支援を行います。
指定特定相談支援事業及び指定障がい児相談支援事業	本町が事業所の指定を行い、障がい福祉サービス等を申請した障がい者（児）について、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとに見直し（モニタリング）を行います。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、障がいのある人の総合的かつ専門的な相談支援、権利擁護、虐待防止、地域移行及び地域定着の役割を担います。さらに、自立支援協議会の事務局を兼ねる等、地域の相談支援体制等に係るネットワークを活用し役割を強化します。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。
住宅入居等支援事業	民間の賃貸住宅等への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由から入居困難な障がい者を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言等を行います。

成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。
地域自立支援協議会	市町村が相談支援事業をはじめとする地域の障がい者福祉に関するシステムづくりに関し、支援体制の中核的な役割を果たす協議の場として設置します。

【第6期実績値、第7期見込量】

事業名	単位	第6期計画			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
障がい者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
指定一般相談支援事業	箇所	2	2	2	2	2	2
指定特定相談支援事業及び指定障がい児相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有	有	有	有

## 2. 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行い、障がい者がその他の人との意思疎通を支援する事業です。

事業名	事業の内容
手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者がその他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。

### 【第6期実績値、第7期見込量】

事業名	単位	第6期計画			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数人/年	3	2	2	3	3	3

### 3. 日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業は、障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することによって日常生活の便宜を図るものです。

日常生活用具に関する情報を提供し、障がいの特性にあわせた適切な給付を行い、社会参加の促進及び日常生活の向上に繋げるよう努めます。

種 目 名	種 目 の 内 容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の障がい者の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子等であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の、障がい者の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計等の、障がい者の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人口喉頭等の、障がい者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具等の障がい者の排せつ管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい者の居住生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を行うもの。

#### 【第6期実績値、第7期見込量】

日常生活用具給付事業	単位	第6期計画			第7期計画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
介護訓練支援用具	件/年	0	2	1	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	2	9	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	件/年	2	1	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	2	1	1	1	1	1
排せつ管理支援用具	件/年	519	663	620	620	620	620
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	0	1	1	1	1	1
合 計		525	677	625	625	625	625

#### 4. 移動支援事業

移動支援事業は、地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行うものです。原則として、重度の障がい者以外の方に対して、社会生活上不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際に、ガイドヘルパーが移動の支援を行います。

今後、施設入所から地域生活への移行に伴い、利用者の増加が見込まれます。事業の周知を行うとともに、将来的に利用者の増加が見込まれることから支給量の拡充に努めます。

事業名	事業の内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

##### 【第6期実績値、第7期見込量】

事業名	単位	第6期計画			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
移動支援事業	利用者数人/年	17	14	14	16	16	16
	延利用時間時間/年	314	196	200	240	240	240

## 5. 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域活動支援センターにおいて、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供等を行うものです。地域活動支援センターでは、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供等、基礎的な事業を行うとともに、サービスの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3種）に応じた機能強化事業等を行います。

類 型 名	サービスの内容
地域活動支援センター	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、地域の実情に応じた支援を行います。

### 【第6期実績値、第7期見込量】

事 業 名	単 位	第6期計画			第7期計画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
地域活動支援センター	町内 (人/年)	10	9	10	10	10	10

## 6. その他の事業

事業名	事業の内容
日中一時支援事業	障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するため、障がい者等の日中における活動の場の提供を行います。
訪問入浴サービス事業	家庭において入浴することが困難な在宅の重度身体障がい者に対し、自宅へ訪問し入浴サービスを行います。
地域移行のための安心生活支援(居室確保事業)	障がい者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障がいがあっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援するため、緊急一時的な宿泊等をするための居室を確保します。
自動車改造助成事業	身体障がい者の就労、社会参加に伴い、自らが使用又は運転する自動車を取得する際に、その自動車の改造に要する経費を助成します。

### 【第6期実績値、第7期見込量】

事業名	単位	第6期計画			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
日中一時支援事業	登録者数(人/年)	44	32	30	30	30	30
訪問入浴サービス事業	利用者数(人/年)	2	2	1	1	1	1
居室確保事業	利用者数(人/年)	0	0	1	1	1	1
自動車改造助成事業	件数(件/年)	1	1	1	1	1	1

## **第4部 計画の推進に向けて**



## 第4部 計画の推進に向けて

### 第1章 計画の推進に向けて

---

#### 1. 地域福祉の推進

地域福祉は、自助・公助・共助がバランスよく機能し、公と私協働しながら取り組みを推進することで最大の効果を生み出すことから、町では地域福祉計画を策定しました。

その中でも、障がいのある人と障がいのない人が共に助け合い、住み慣れた地域で安心して生活を営むことのできる地域社会～地域共生社会～の充実を目指すことが特に重要です。

そこで町は、障がいのある人やボランティア等を含めた地域の人々の福祉を推進することで、地域福祉の充実を目指していきます。

#### 2. 情報提供の充実

##### (1) 計画の周知

障がいのある人や家族はもちろん、町民、障がい福祉サービス事業者及び一般事業所等に計画の理解と協力を得るため、町の広報やHP等を活用し計画の周知を図ります。

##### (2) 情報提供の充実

制度の説明やサービスについての情報提供の充実を図るため、町のHPのアクセシビリティの向上を図ると共に、障がい別の福祉サービスに関するリーフレット等を作成し、障がいのある人が円滑にサービスを利用できるよう努めます。

#### 3. 相談支援体制の充実

障がい者福祉施策を推進していくためには、相談支援体制の充実を図る必要があります。行政や福祉サービス提供事業者のみならず、地域組織、町民等、地域住民全体による相談支援体制の整備を図っていくことが大切となります。

また、障がい福祉サービスのニーズを効果的に満たすため、町単独の取り組みにとどまらず、芳賀地区自立支援協議会（芳賀郡市1市4町で構成）や芳賀郡障害児者相談支援センター（芳賀郡4町で構成）を共同設置・運営して参りましたが、こうした広域的な相談支援体制により子どもから大人までの一貫した支援が受けられる地域ネットワークのさらなる充実を目指します。

## 4. 関係機関との連携

### (1) 国・県・近隣市町との連携

障がい者に係る施策は、国・県の制度や計画と深く関係しているため、国・県との緊密な協力・連携を図ります。

また、福祉サービスの中には、単独で行うことが困難な事業や、広域的な体制の方が効率的な事業が想定されるため、近隣市町との連携強化を図ります。

### (2) 企業・社会福祉協議会・関係団体等との連携

障がい者施策を推進するためには、専門知識や数多くのノウハウを持つ企業・障がい者団体・NPO・社会福祉協議会・福祉サービス提供事業者・ボランティア団体等との協力関係が必要不可欠です。障がい者の地域生活支援を効果的に行うため、これらの団体との協力関係を深め、障がい者施策の円滑な推進を図ります。

## 5. 計画の見直し

第7期益子町障がい福祉計画及び第3期益子町障がい児福祉計画は令和8年度を目標年度とする3か年計画です。計画策定委員により施策の検証を毎年行うと共に、計画の進捗状況を踏まえ、また、本町や障がい者を取り巻く社会経済環境の変化、国や県の動向を見極めながら、必要に応じて中間の計画見直しを実施していきます。

## 6. 計画推進の評価

本計画の施策やサービスの実行性を高め円滑な推進を図るため、年に1度、「益子町障がい者福祉計画・益子町障がい福祉計画策定委員会」において計画の進捗状況を把握し、点検・評価及び課題事項の検討等を行います。その上で、改善等が必要な場合には、随時、対応していくことに努めます。

本町では、PDCAサイクルである、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」を実施し、障がい福祉サービス等の質の向上に努めます。



# 資料編



# 資料編

## 1. 益子町障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

---

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法第 84 号)の規定に基づき、益子町障がい者福祉計画の策定のため、益子町障がい者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行うものとする。

- (1) 障がい者福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障がい者福祉計画の推進及び評価に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、有識者のうちから町長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要に応じ開催する。

3 委員会は、会議のために必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務局は、健康福祉課に置く。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

1 この要綱は、告示の日から適用する。

2 委員の当初の任期については、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

## 2. 益子町障がい福祉計画策定委員会設置要綱

---

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の規定に基づき、益子町障がい福祉計画を策定するため、益子町障がい福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行うものとする。

- (1) 障がい福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障がい福祉計画の推進及び評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は委員15人以内で組織する。

2 委員は、有識者のうちから町長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は3年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要に応じ開催する。

3 委員会は、会議のために必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、健康福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

1 この要綱は、告示の日から適用する。

2 委員の当初の任期については、平成30年3月31日までとする。

## 3. 令和5年度益子町障がい者福祉計画・益子町障がい福祉計画策定委員名簿

番号	所 属	氏 名	備 考
1	身体障害者福祉会代表	関 光 男	
2	知的障害者相談員代表	山 本 和 子	
3	身体障害者支援施設代表	鈴 木 和 也	
4	知的障害者支援施設代表	志 田 弘 子	委員長
5	精神科病院 精神保健福祉士	成 井 允 彦	
6	民生委員協議会代表	日下田 欣 一	
7	益子特別支援学校	高 橋 勝	
8	県東健康福祉センター 地域保健部	太 田 由希子	
9	社会福祉協議会代表	河 原 平	副委員長
10	益子町教育委員会代表	保 坂 敦 子	

(順不同・敬称略)

## 4. 計画策定経過

日付	内容
令和5年7月28日	第1回策定委員会 (1) 各計画の進捗状況について (2) 益子町障がい福祉計画及び益子町障がい児福祉計画の策定方針について (3) 計画の策定日程について (4) その他
令和5年12月25日	第2回策定委員会 (1) 計画案について (2) パブリックコメントについて (3) その他
令和6年1月5日～ 令和6年1月21日	パブリックコメントの実施
令和6年2月 書面開催	第3回策定委員会 (1) 益子町障がい福祉計画及び益子町障がい児福祉計画について (2) その他



第4次 益子町障がい者福祉計画

第7期 益子町障がい福祉計画

第3期 益子町障がい児福祉計画

令和6年3月

発行 益子町

〒321-4293

栃木県芳賀郡益子町益子 2030 番地

電話：0285-72-2111（代表）

編集 益子町 民生部 健康福祉課